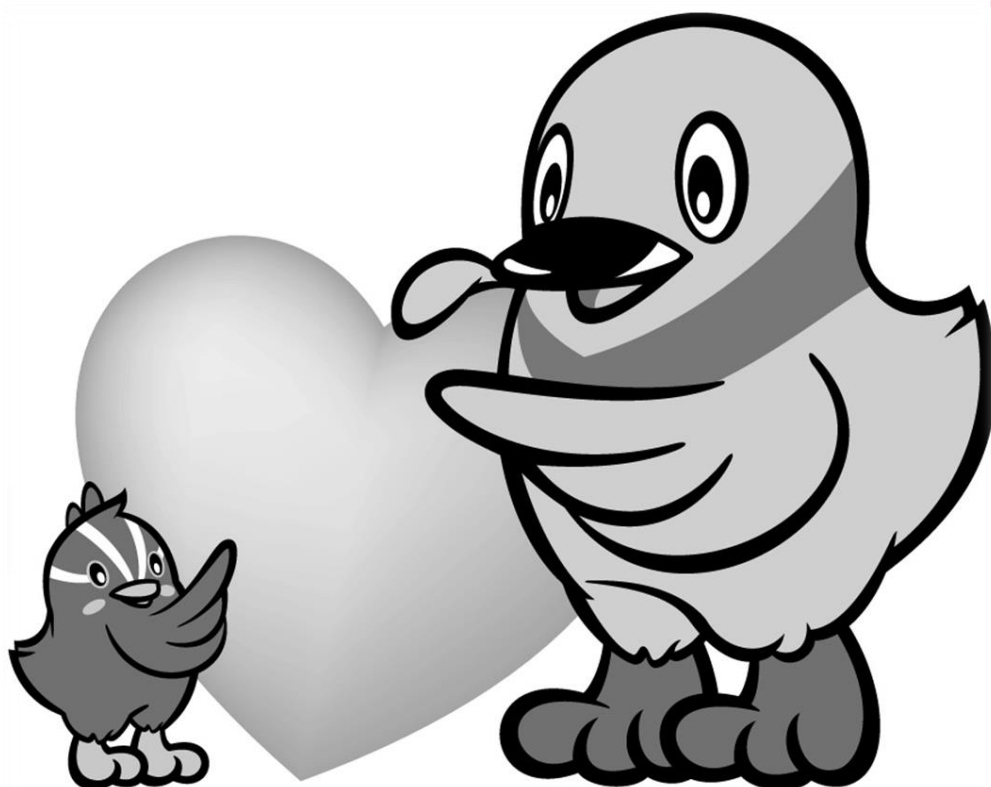
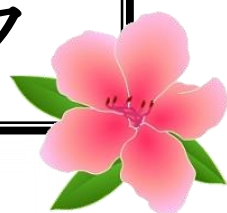




三郷市

障がい福祉ガイドブック



三郷市キャラクター「かいちゃん&つぶちゃん」

*更新時点の情報であり、内容につきましては適宜
お問い合わせください。

令和5年11月改訂

手帳の交付.....	1
1 身体障害者手帳.....	1
2 療育手帳.....	1
3 精神障害者保健福祉手帳.....	2
4 サポート手帳.....	3
相談の窓口.....	4
1 障がい福祉課 障がい福祉係／給付係.....	4
2 障がい者就労支援センター（障がい福祉課）.....	4
3 三郷市障がい福祉相談支援センター.....	5
4 子ども発達支援センター（子ども支援課）.....	5
5 家庭児童相談室（子ども支援課）.....	5
6 保健センター（健康推進課）.....	6
7 三郷市社会福祉協議会.....	6
8 児童相談所.....	6
9 保健所.....	7
10 埼玉県総合リハビリテーションセンター.....	7
11 埼玉県立精神保健福祉センター.....	8
12 埼玉県精神科救急情報センター.....	9
13 埼玉県発達障害者支援センター まほろば.....	10
14 埼玉県発達障害総合支援センター〈18歳まで〉.....	10
15 身体障害者相談員.....	11
16 知的障害者相談員.....	11
17 民生委員・児童委員.....	11
18 指定一般相談支援事業所.....	12
18.1 地域生活への移行に向けた支援(地域移行支援・地域定着支援).....	12
19 指定特定相談支援事業所.....	12

19.1 障害福祉サービス等の利用計画の策定（計画相談支援・障害児相談支援）	12
医療	14
1 自立支援医療	14
1.1 更生医療	14
1.2 育成医療	15
1.3 精神通院	15
2 重度心身障害者医療費助成	16
3 後期高齢者医療制度による医療給付	16
4 こども医療費助成	17
5 ひとり親家庭等医療費助成	17
6 特定疾患医療給付制度	18
7 小児慢性特定疾病医療費助成制度	19
8 結核児童療育給付	19
9 結核医療費の公費負担	19
10 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付	20
11 指定難病医療給付制度	20
12 医療相談(障がい者の歯科診療)	21
13 特定疾病に係る療養	22
年金・手当	23
1 在宅重度心身障害者手当	23
2 特別障害者手当	24
3 障害児福祉手当	24
4 特別児童扶養手当	25
5 児童扶養手当	26
6 障害年金	27
6.1 障害基礎年金（国民年金）	27

6.2	障害厚生年金・障害手当金	27
6.3	障害共済年金・障害手当金	28
7	特別障害給付金	29
8	傷病補償年金・障害補償給付（労働者災害補償保険法）	29
8.1	傷病補償年金	29
8.2	障害補償給付	29
9	心身障害者扶養共済制度	30
	公共料金の割引・税の減免	31
1	公共料金の割引	31
1.1	J R旅客運賃の割引	31
1.2	私鉄旅客運賃の割引	31
1.3	民営バス運賃の割引	31
1.4	航空運賃の割引	32
1.5	タクシー料金の割引	32
1.6	有料道路割引	32
1.7	N H K放送受信料の減免	33
1.8	郵便料金の減免	34
1.9	官製はがきの無償配布（青い鳥はがき）	34
1.10	携帯電話料金の割引	34
1.11	N T T番号案内の無料利用（ふれあい案内）	35
1.12	公共施設使用料の減免	35
2	税の減免	36
2.1	所得税・市県民税の障害者控除等	36
2.2	所得税・市県民税の同居扶養控除	36
2.3	ストマ用装具の医療費控除	36
2.4	おむつ代の医療費控除	37

2.5	相続税の税額控除・贈与税の非課税・個人事業の非課税	37
2.6	自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免	38
	日常生活の援助	40
1	障がいのある人の日常生活に対するサービス	40
1.1	地域活動支援センター	40
1.2	移動支援	41
1.3	訪問入浴サービス	41
1.4	配食サービス	41
1.5	訪問理美容サービス	42
1.6	居宅介護（障害者総合支援法 障害福祉サービス）	42
1.7	短期入所（障害者総合支援法 障害福祉サービス）	43
1.8	在宅心身障害児者一時介護委託料助成事業	43
1.9	福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）	44
1.10	成年後見制度	44
1.11	緊急通報システム	44
1.12	119番ファックス	45
1.13	緊急通報システムネット119（NET119）	45
1.14	メール・FAX110番システム（埼玉県警察）	45
1.15	電話リレーサービス	46
1.16	救急医療情報キット	46
1.17	補装具（購入・借受・修理）費の支給	46
1.18	労災保険による義肢等の支給	47
1.19	日常生活用具の給付	48
1.19.1	障がいのある人・難病患者等の日常生活用具給付（小児慢性特定疾患児をのぞく）	49
1.19.2	小児慢性特定疾病児の日常生活用具	64

1.20	難聴児補聴器購入費の助成.....	65
1.21	福祉機器等の展示.....	66
1.22	重度障害者居宅改善整備費の支給.....	66
1.23	県営住宅入居申し込み.....	66
1.24	UR賃貸住宅入居申し込みの優遇.....	67
1.25	福祉タクシー利用料金助成.....	67
1.26	自動車燃料費助成.....	67
1.27	身体障害者補助犬の給付.....	68
1.28	運転適性相談.....	68
1.29	運転免許取得費用の補助.....	69
1.30	自動車改造費の補助.....	69
1.31	埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）.....	70
1.32	駐車禁止の適用除外.....	72
1.33	手話通訳者・要約筆記者の派遣.....	73
1.33.1	手話通訳者派遣.....	73
1.33.2	要約筆記者派遣.....	73
1.34	災害時支援バンダナ.....	74
1.35	ヘルプマーク.....	74
1.36	声の広報.....	74
2	各種資金の貸付.....	75
2.1	生活福祉資金の貸付.....	75
2.2	福祉資金の貸付.....	75
	障害者総合支援法等による福祉サービス.....	76
1	障害者総合支援法.....	76
1.1	障害福祉サービスの種類・内容.....	76
1.1.1	介護給付.....	76

1.1.2	訓練等給付	77
1.1.3	地域相談支援給付	78
1.1.4	地域生活支援事業	78
1.2	各種サービスの手続き	79
2	児童福祉法	79
2.1	障害児通所支援の種類・内容	79
2.1.1	障害児通所支援	79
2.2	障害児通所支援の手続き	79
3	利用者負担と負担軽減措置	80
3.1	負担上限月額	80
3.2	世帯の範囲	80
4	相談支援	81
4.1	計画相談支援	81
4.2	地域相談支援給付	81
4.3	障害児相談支援	82
	就労の支援等	83
1	相談窓口	83
1.1	公共職業安定所（ハローワーク）	83
1.2	三郷市障がい者就労支援センター（障がい福祉課）	83
1.3	東部障がい者就業・生活支援センター みらい	84
1.4	発達障害者就労支援センター（ジョブセンター草加）	84
1.5	埼玉障害者職業センター（地域障害者職業センター）	85
2	就労のための訓練等	86
2.1	就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、就労定着支援	86
2.2	更生訓練費の支給	86
2.3	障害者職業能力開発校	86

2.3.1	国立職業リハビリテーションセンター	87
2.3.2	東京障害者能力開発校	87
2.4	障害者委託職業訓練	87
	子どもの療育・相談	88
1	相談療育機関等	88
1.1	子ども発達支援センター（子ども支援課）	88
1.2	しいのみ学園	88
1.3	社会福祉法人東埼玉 中川の郷療育センター	88
1.4	埼玉県立三郷特別支援学校	89
1.5	埼玉県立小児医療センター	89
1.6	埼玉県発達障害総合支援センター	89
1.6.1	発達障害のある18歳までの子どもとご家族の方からの電話相談	89
1.6.2	発達が気になる子どもの子育ての仕方を学ぶ講座や発達障がいの子どもの育てた経験のある親による交流・相談会	90
1.7	埼玉県医療的ケア児等支援センター	90
	施設	91
1	交流等の施設	91
1.1	三郷市障がい者交流ルーム	91
1.2	埼玉県障害者交流センター	91
1.3	伊豆潮風館	92
2	関連施設等	92
2.1	就労移行支援	92
2.2	就労継続支援A型	92
2.3	就労継続支援B型	93
2.4	生活介護	93
2.5	共同生活援助（グループホーム）	93

2.6	短期入所（ショートステイ）	95
2.7	自立生活援助	95
2.8	同行援護	95
2.9	行動援護	95
2.10	児童発達支援	95
2.11	放課後等デイサービス	97
2.12	保育所等訪問支援	98
2.13	地域活動支援センター	98
2.13.1	Ⅱ型	98
2.13.2	Ⅲ型	98
2.14	特別支援学校	99
3	その他	99

手帳の交付

1 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた方が交付を受けられる手帳(埼玉県発行)で、障がいの種類(視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能)や程度により1級から6級に区分されています。

※指定医師作成による身体障害者手帳診断書・意見書が必要です。用紙は障がい福祉課にあります。また、埼玉県総合リハビリテーションセンターのホームページからダウンロードが可能です。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/rihasen/annai/shintaitechou.html>

※住所、氏名の変更、亡くなったときは必ず届け出てください。

※手帳を紛失、破損した場合は再交付が可能ですので、事前に障がい福祉係に相談してください。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048(930)7778

2 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所(埼玉県総合リハビリテーションセンター)で、知的障がい者(児)として判定を受けた方が、各種の援護を受けるために必要な手帳(埼玉県発行)で、障がいの程度により①A(最重度)、②A(重度)、③B(中度)、④C(軽度)の4段階に区分されています。

※手帳交付された後、障がいの程度を確認をするため年齢により数年ごとに再判定を行います。

※住所、氏名の変更（本人・保護者）、保護者の変更、亡くなったときは必ず届け出てください。

※手帳を紛失、破損した場合は再交付が可能ですので、事前に障がい福祉係に相談してください。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048（930）7778

3 精神障害者保健福祉手帳

統合失調症、うつ病等、てんかん、器質性精神疾患、その他の精神疾患をお持ちの方で、初診日から6か月以上が経過し、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める障害程度に該当すると認められた人）に対し交付される手帳（埼玉県発行）で、障害程度により1級から3級に区分されています。

※現在の制度では、有効期限終了日の3か月前から更新を受け付けることができますが、希望しない方や転居した方もいることから、有効期限に伴う更新のご案内は送付しておりませんので、予めご了承ください。

※住所、氏名の変更（本人・保護者）、保護者の変更、亡くなったときは必ず届け出てください。

※手帳を紛失、破損した場合は再交付が可能ですので、事前に障がい福祉係に相談してください。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048（930）7778

4 サポート手帳

埼玉県では、乳幼児から成人期に至るまで一貫した支援のために「サポート手帳」を作成しています。この「サポート手帳」は、主に発達障がいがあったり、発達が気になりだったりするお子さんをお持ちの保護者で希望する人に配布をしています。

※配布は障がい福祉課で行っております。

※サポート手帳は埼玉県発達障害総合支援センターのホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0614/support-techo.html>

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048 (930) 7778

埼玉県発達障害総合支援センター 048 (601) 5551

相談の窓口

1 障がい福祉課 障がい福祉係／給付係

各種手帳所持者、難病患者、発達障がい・高次脳機能障がい者等の総合窓口として、各種手帳の申請・交付、施設入所、補装具・日常生活用具・自立支援医療の給付等について相談支援を行います。

又、ヘルパー派遣や、移動に関する支援、手話、要約筆記者派遣等のコミュニケーションの支援、各種手当、重度心身障害者医療費助成、タクシー券・燃料券の交付等についても担当しています。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048（930）7778
給付係 048（930）7779

2 障がい者就労支援センター（障がい福祉課）

市内在住の障がいのある方（障害者手帳を所持している人または、医師の診断により障がいと認められる人）の就労及び就労後の定着に関する相談・支援を行っています。

【問い合わせ先】 障がい者就労支援係 048（953）1521

3 三郷市障がい福祉相談支援センター

障がい福祉課で実施している相談支援業務を委託契約によりこちらでも行っています。専門の相談支援員による家庭訪問、カウンセリング、ピアサポート事業等も展開しております。障がいのある人、その家族、介護者等からの、日常生活、就労等様々な悩みや不安の相談に応じ、各種福祉サービスの紹介や利用方法についての情報提供の他、必要な援助を実施しています。

【問い合わせ先】 障がい福祉相談支援センターパティオ
三郷市三郷2-3-1 048(949)2210
障がい福祉相談支援センターみさと中央
三郷市中央1丁目16-1 みさと中央医療福祉ビル1階
048(934)5992

4 子ども発達支援センター（子ども支援課）

発達の遅れや偏りなどの心配があるお子さんについて、相談や個別指導を行っています。相談や指導は予約制です。

【問い合わせ先】 子ども発達支援センター 048(930)7794

5 家庭児童相談室（子ども支援課）

家庭における適正な児童養育、その他家庭における児童の福祉向上を図るため、健康福祉会館に設置されています。相談室には相談員が配置され、電話相談、来室相談など児童に関する身近な相談に応じ、必要な助言等を行っています。

【問い合わせ先】 家庭児童相談室 048(930)7786

6 保健センター（健康推進課）

乳幼児から高齢者まで市民の健康を増進するため、保健・栄養指導、健康相談、各種健診・がん検診等、保健サービス、予防衛生等の総合窓口として必要な支援、助言を行っています。

【問い合わせ先】 健康推進課 健康づくり係 048（930）7771
地域保健係 048（930）7772
健診予防係 048（930）7773

7 三郷市社会福祉協議会

市民・行政・専門家の参加のもと、協働して地域のまちづくりに関する福祉事業の連絡・調整・調査・企画・事業を行う、社会福祉法に基づく公共的性格を持った非営利の民間団体です。

【問い合わせ先】 三郷市社会福祉協議会 048（953）4191

8 児童相談所

子どもについてのさまざまな相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供しています。又、児童福祉施設への入所などを行っています。

【問い合わせ先】 草加児童相談所 048（920）4152
草加市西町425-2

※休日・夜間の児童虐待については、全国共通ダイヤル189 になります。

9 保健所

保健衛生の向上、増進のため、市と連携し専門的・広域的な業務を行っています。

- 業務内容
- ①専門的母子保健に関する相談
 - ②難病に関する相談
 - ③精神保健福祉に関する相談
 - ④麻薬・覚せい剤等に関する相談
 - ⑤H I V・感染症に関する相談や検査の実施
 - ⑥各種医療助成
 - ⑦食中毒に関する相談
 - ⑧食品や飲料水に関する相談や検査の実施 等

【問い合わせ先】 埼玉県草加保健所 048(925)1551
草加市西町425-2

10 埼玉県総合リハビリテーションセンター

リハビリのための医療・訓練を行うほか、次の相談業務を行っています。

業務内容

①身体障害者更生相談

身体障がいのある人に対する専門的相談援助を行うとともに、医学的、心理学的及び職能的判定を行います。又、補装具の処方及び適合判定を行っています。

②知的障害者更生相談

知的障がいのある人の福祉について、家庭等から相談に応じ、医学的、心理学的及び職能的判定とこれに付随する助言等を行っています。

③地域支援

在宅の身体障がいのある人及びその家族を対象に、日常生活上必要な住宅改修や福祉用具等に関する相談援助を行っています。又、家庭訪問による「在宅身体障

害者訪問相談事業」も行っていきます。

④高次脳機能障がいに関する相談支援

高次脳機能障がいのある人、その家族及び関係機関等からの相談に応じています。

利用方法

①から③の相談・判定等の支援は三郷市の障がい福祉課で予約受付をしています。

④の相談は高次脳機能障害者支援センター（048-781-2236）で受け付けています。

※高次脳機能障がい者の相談支援は三郷市の障がい福祉課、障がい福祉相談支援センター、NPO 法人地域で共に生きるナノでも行っていきます。

【問い合わせ先】 埼玉県総合リハビリテーションセンター

上尾市西貝塚148-1 048(781)2222

【①～③の予約先】 障がい福祉係 048(930)7778

11 埼玉県立精神保健福祉センター

精神疾患の予防や治療及び精神障がいのある人の社会復帰訓練を総合的に行っています。

業務内容

①精神保健福祉部門

精神的な不安や悩み、対人関係や性格上の悩み、ひきこもり、飲酒や薬物乱用等、精神保健に関する相談支援を行っています。

②社会復帰部門

精神障がいがあり、かつ主治医が利用を必要と認めた人を対象とする通所訓練や宿泊訓練を実施しています。

利用方法 予約制です。

予約受付時間 平日 午前9時～午後5時

※この他に「こころの電話」として、家庭や学校での悩み、人間関係などのこころの健康についての相談専用電話（048-723-1447）を設置しています。

【問い合わせ先】 埼玉県立精神保健福祉センター 048（723）1111
北足立郡伊奈町小室818-2

12 埼玉県精神科救急情報センター

夜間・休日における緊急的な精神医療相談を電話で受け付けています。相談内容をもとに適切な助言を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行います。

受付電話番号 048（723）8699

受付時間 月曜日から金曜日 午後5時～翌朝8時30分

土曜日・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日

午前8時30分～翌朝8時30分

13 埼玉県発達障害者支援センター まほろば

発達障がいのある人やその家族、支援に関わる関係者等からの相談を受け付けています。発達障害者支援センター事業は埼玉県から委託されて行われています。

発達障がいに関して、どこに相談してよいか、どのように相談していいかわからない場合等でも相談することができます。

相談時間 月曜日から金曜日（祝祭日は除く）

面談 午前9時～午後4時

電話 午前9時～午後5時（受付午後4時30分まで）

【問い合わせ先】 埼玉県発達障害支援センター まほろば

電話 049（239）3553

FAX 049（233）0223

川越市平塚新田東河原201-2

14 埼玉県発達障害総合支援センター 〈18歳まで〉

発達障がいのある18歳までの子どもとその家族からの電話相談に応じています。

受付時間 月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）

午前8時30分～午後5時15分

電話 048（601）5551

15 身体障害者相談員

身体に障がいのある人の相談に応じて、必要な助言等を行っています。お気軽にご相談ください。

平野 清代美 FAX 048(959)3084 (聴覚障がい担当)

青木 庸行 電話 048(956)2633

16 知的障害者相談員

知的障がいのある人（児童含む）又はその保護者等からの相談に応じ、必要な助言等を行っています。お気軽にご相談ください。

山口 京子 電話 048(957)2105

柳 晶子 電話 048(951)8909

17 民生委員・児童委員

一定の地域を受け持ち、地域の福祉に関する要望・問題点を把握するための社会調査や、高齢者、障がい者、生活に困っている人等の相談、連絡調整等の活動をしています。なお、活動にあたっては、個人の人格を尊重し、秘密を守るよう義務付けられています。

【問い合わせ先】 ふくし総合支援課 048(953)8311

18 指定一般相談支援事業所

18.1 地域生活への移行に向けた支援(地域移行支援・地域定着支援)

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援が必要な人に入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。地域定着支援は、入所施設や精神科病院から退所・退院したとき、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談及び支援等を行える場所として指定一般相談支援事業所があります。

障がい福祉相談支援センター パティオ

三郷市三郷 2-3-1

TEL 048 (949) 2210

19 指定特定相談支援事業所

19.1 障害福祉サービス等の利用計画の策定(計画相談支援・障害児相談支援)

サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がいある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

障害福祉サービス等を申請した障がいのある人について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)等について依頼、相談ができる場所として指定特定相談支援事業所があります。

①障がい福祉相談支援センター パティオ

三郷市三郷 2-3-1

048 (949) 2210

- ②障がい福祉相談支援センター みさと中央
 三郷市中央1-16-1 みさと中央医療福祉ビル1階
 048 (934) 5992
- ③障害者生活支援センター みさとコスモス
 三郷市早稲田1-11-10
 048 (954) 7925
- ④サポートセンター みどりの風
 三郷市彦音2-40-1 カンフォート101 048 (959) 9492
- ⑤さとっこ相談室 (放課後等デイサービスさとっこ通所児童のみ)
 三郷市幸房1057-3
 048 (954) 8508
- ⑥相談支援センター 輪・和・笑
 三郷市戸ヶ崎二丁目374-1
 048 (951) 1817
- ⑦障がい者相談支援センター そよかぜ
 三郷市早稲田1-3-10 KTT6ビル3F 048 (954) 8463
- ⑧相談支援事業所 ぐっどはーと (児童のみ)
 三郷市高州2-375-4
 048 (969) 4972

医療

1 自立支援医療

障害者総合支援法に基づき、障がいの内容によって、次のとおり指定医療機関で受診した場合の医療費の一部を公費で負担します。このことにより、利用者の医療費の負担割合は原則1割となります。（利用者世帯の所得状況や疾病に応じて、1か月あたりの負担上限額の適用による軽減措置もあります。）

1.1 更生医療

身体障がいのある人が、その障がいの程度を軽くしたり、障がいの進行を防いだり、日常生活の自立に効果がある治療を受ける場合、その保険診療の医療費等の一部を公費で負担します。

対象 18歳以上の身体障害者手帳所持者

対象医療 角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、人工透析（血液透析・腹膜透析）療法、腎移植術、抗HIV療法、肝臓移植後の抗免疫療法等

※心臓機能障がいのある人に対する医療は手術とこれに伴う医療に限られ、いわゆる内科的な治療のみのもものは除く。

※腎臓機能障がいのある人に対する更生医療の給付は、慢性人工透析療法と腎移植術に伴う医療に限る。

給付内容

- 1) 診察、看護、移送
 - 2) 薬剤又は治療材料の支給
 - 3) 医学的処置、手術その他治療と施術
 - 4) 診療所または病院への入院
- 手続き 障がい福祉係で相談してください。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048（930）7778

1.2 育成医療

身体に障がいのある児童又は現在は障がいには該当していないが、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、確実な治療効果が期待できる場合、その保険診療の医療費等の一部を公費で負担します。

- 対象 以下の障がい等に該当する18歳未満の児童
- 肢体不自由、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、心臓機能、腎臓機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能などの障がいがあり、確実な治療効果が期待できるもの
- 又、このまま放置すると将来障がいに該当するような疾病に罹患しており、確実な治療効果が期待できるもの
- ※現在障がいに該当していなくても対象となる場合あり
- ※所得制限があります

給付内容 指定医療機関において医療の給付を行います

手続き 治療開始前、又は治療開始初日から16日以内に障がい福祉係で相談してください。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048(930)7778

1.3 精神通院

精神疾患のある人が、その疾患の治療（入院以外）を受ける場合に、その保険診療の医療費等の一部を公費で負担します。

対象 精神疾患で治療（入院以外）を受ける人

給付内容 指定医療機関で精神疾患の診療を受けた医療費（薬剤費、精神科デイケア、訪問看護含む）

手続き 障がい福祉係で相談してください。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048(930)7778

2 重度心身障害者医療費助成

医療機関等で診療を受けた場合、各種保険（介護保険等は除く）による自己負担分の費用を助成します。

対象 次の①～⑥ のいずれかに当てはまる人。ただし、次の場合を除きます。

- ・65歳以上で新規に手帳取得した人
- ・一定以上の所得がある人

- ①身体障害者手帳1～3級
- ②療育手帳④、A、B
- ③精神障害者保健福祉手帳1級
- ④身体障害者手帳4級の音声・言語機能障がい、又は4級の下肢機能障がいの一部のうち65歳を迎えて後期高齢者医療制度に加入されている人
- ⑤精神障害者保健福祉手帳2級のうち、65歳を迎えて後期高齢者医療制度に加入されている人
- ⑥国民年金障害基礎年金証書1～2級のうち、65歳を迎えて後期高齢者医療制度に加入されている人

【問い合わせ先】 障がい福祉課 給付係 048（930）7779

3 後期高齢者医療制度による医療給付

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人が対象となりますが、次の人は65歳から認定を受けることができます。

対象

- ①身体障害者手帳1～3級、4級の音声・言語機能障がい、4級の下肢障がいの一部
- ②療育手帳④、A
- ③精神障害者保健福祉手帳1～2級

④国民年金法障害等級1～2級

内容

所得に応じて医療費の1割又は3割の支払いになります。又、1か月の医療費負担額に限度額の適用が受けられます。（入院の場合は別に食事代の一部負担があります。）その他、詳細は後期高齢者医療担当へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 国保年金課 高齢者医療係 048（930）7789

4 こども医療費助成

子どもが医療機関等で診療を受けた場合、各種保険による自己負担分の費用を助成します。

対象 18歳になった年の年度末（3月31日）までの子どもの医療費

助成の対象となる医療費

医療保険が適用される医療費（高額療養費・付加給付を除く）

【問い合わせ先】 子ども支援課 給付係 048（930）7781

5 ひとり親家庭等医療費助成

子どもを育てているひとり親等が医療機関等で診療を受けた場合、各種保険による自己負担分の費用を助成します。

対象 次のいずれかに該当する子どもと、その母、父又は養育者（所得制限を超過している場合は対象外となります）

- ①父母が離婚した子ども
- ②父又は母が死亡した子ども
- ③父又は母が一定の障がいの状態にある子ども
- ④父又は母に1年以上遺棄されている子ども
- ⑤その他の理由で、父又は母と生計を同じくしていない子ども

※子どもの年齢が18歳になった年の年度末（3月31日）まで

（ただし、一定の障がいのある子どもは20歳の誕生日の前日まで）

助成の対象となる医療費

医療保険が適用される医療費（高額療養費・付加給付を除く）

【問い合わせ先】 子ども支援課 給付係 048（930）7781

6 特定疾患医療給付制度

対象となる疾患の治療を受けている人が、保険医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等の全部又は一部を、県が公費負担することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、対象者の医療費の負担軽減を図るものです。

※疾病名については県ホームページを参照ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/tokuteisikkan/tokuteisikkanseid.html>

【問い合わせ先】 草加保健所 048（925）1551

7 小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童福祉法第19条の2に基づき、児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病(小児慢性特定疾病)の医療に係る費用の一部を県が負担し、対象児童のご家庭の医療費負担軽減を図るものです。

※対象となる疾病と疾病の状態の程度については県ホームページ(厚生労働省資料)を参照ください

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/boshi/newsyouman.html>

【問い合わせ先】 草加保健所 048(925)1551

8 結核児童療育給付

対象者 18歳未満の結核にかかっている、その治療に長時間を要し、医師が入院を必要と認めている児童

内容 指定医療機関での診察、薬剤又は治療材料等の医療給付を行います。

又、日用品などの支給も併せて行います。

なお、扶養義務者の所得税額等に応じて一部自己負担があります。

【問い合わせ先】 草加保健所 048(925)1551

9 結核医療費の公費負担

対象者 ①結核を感染させるおそれがあるため、保健所の勧告・措置により入院している人

②通院等により結核の治療を受けている人

③結核患者と接触があり発病を予防するために服薬の指示があった者（潜在性結核感染症）

内容 ①は、医療保険と公費で全額負担します。ただし、本人及び扶養義務者の所得税額により、一部自己負担があります。

②③は、結核の治療にかかる医療費の自己負担が5%となります。（初診料、再診料及び一部の検査費用等は公費の対象外です。）

【問い合わせ先】 草加保健所 048（925）1551

10 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付

20歳以上で、次の先天性血液凝固因子障害で治療を受けている人を対象として医療費の給付を行います。

【問い合わせ先】 草加保健所 048（925）1551

11 指定難病医療給付制度

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病を対象に医療費の一部を助成しています。

【問い合わせ先】 草加保健所 048（925）1551

12 医療相談(障がい者の歯科診療)

一般の医療機関の施設・機能では治療を受けることが困難な障がいのある人を対象に歯科診療、相談等を行っています。なお、診療、相談は予約制となりますので、事前にお問い合わせください。

埼玉県総合リハビリテーションセンター（上尾市） 048（781）2222

埼玉県社会福祉事業団そうか光生園（草加市） 048（936）5088

※障がい福祉課で申込みをいたしますので、ご相談ください。

埼玉県社会福祉事業団嵐山郷（嵐山町） 0493（62）6221

埼玉県社会福祉事業団あさか向陽園（朝霞市） 048（466）1411

埼玉県社会福祉事業団皆光園（深谷市） 048（573）2021

※問い合わせについては各施設へ直接ご相談ください。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048（930）7778

13 特定疾病に係る療養

高度な治療を著しく長期間継続しなければならない、特定の疾病に係る療養については、自己負担限度額を1万円としています。

(70歳未満の人工透析をしている上位所得者の場合は2万円)

対象 厚生労働大臣により、次の3つの疾病が定められています。

- ①人工腎臓を実施している慢性腎不全
- ②血友病
- ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

(H I V感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る)

【問い合わせ先】 加入している健康保険の保険者にお問い合わせください。

三郷市国保の方 国保年金課 保険給付係 048(930)7702

後期高齢者医療制度の方

国保年金課 高齢者医療係 048(930)7789

年金・手当

1 在宅重度心身障害者手当

市内に居住する重度の障がいのある人の経済的負担の軽減を図る目的で、障がいのある人本人に支給されるものです。

- 対象者 ①身体手帳1級・2級の交付を受けている人
②療育手帳[Ⓐ]・Aの交付を受けている人
③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
④上記①、②に相当すると市長が認めた人

※ただし、次に該当する人には支給されません。

- ・施設に入所している人
- ・市区町村民税が課税されている人（障がい者本人）
- ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当を受給している人
- ・障害者手帳の有効期限の切れた人（更新等で障がいの判定が確定するまでの期間、一時支給の停止をすることがあります。）

手当額 65歳未満・・・月額5,000円

65歳以上・・・月額2,500円

（65歳未満で既に在宅重度心身障害者手当を受給している人はそのまま継続して月額5,000円）

支給方法 申請のあった翌月分から半年ごと（3月・9月）に、まとめて本人の口座に振り込みます。

【問い合わせ先】 障がい福祉課 給付係 048（930）7779

2 特別障害者手当

20歳以上で、日常生活において常時特別な介護を要する状態にある人に手当が支給されます。

対象者 20歳以上で身体又は精神の重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態にある人（細かい条件があります。）

※ただし、次に該当する人には支給されません。

- ・施設に入所している人
- ・病院等に3か月を超えて継続して入院している人
- ・一定以上の所得がある人

支給方法 申請のあった翌月分から年4回（2月・5月・8月・11月）、本人口座に振り込みます。

【問い合わせ先】 障がい福祉課 給付係 048（930）7779

3 障害児福祉手当

20歳未満でおおむね次のいずれかに該当する人に手当が支給されます。

- ①身体障害者手帳1級の一部及び2級の一部の人
- ②知的障がいであって、療育手帳④相当の人
- ③精神障がい、血液疾患等の人で、①・②と同程度の障がいがある人

※ただし、次に該当する人には支給されません。

- ・施設に入所している人
- ・障がいを理由とする公的年金を受給している人
- ・一定以上の所得がある人

支給方法 申請のあった翌月分から年4回（2月・5月・8月・11月）、本人口座に振り込みます。

【問い合わせ先】 障がい福祉課 給付係 048（930）7779

4 特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障がいがある20歳未満の子どもを育てている人のうち、主として生計を維持する人に手当が支給されます。

対象者 一定の障がいに該当する20歳未満の子どもを養育している人で、生計の中心となる人（一定の障がいの状態については細かい基準があります。）

※ただし、次に該当する人には支給されません。

- ・子どもが施設に入所している人
- ・子どもが障がいを理由とする公的年金を受給している人あるいは受給が可能な人
- ・一定以上の所得がある人

（詳しくは障がい福祉課にお問い合わせください）

支給方法 申請のあった翌月分から年3回（4月・8月・11月）、本人口座に振り込みます。

【問い合わせ先】 障がい福祉課 給付係 048（930）7779

5 児童扶養手当

一定の条件に該当する児童を育てている父・母もしくは主に生計を維持する養育者に手当が支給されます。

対象者 次のいずれかに該当する18歳の年度末までの児童又は20歳未満で一定の障がいをもつ児童を養育する父又は母、もしくは主として生計を維持する養育者の人

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母に一定の障がいがある児童
(父母の障がいについては細かい基準があります)
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童

※ただし、次に該当する人には支給されません。

- ・児童が施設に入所している人
- ・児童又は受給者が公的年金を受給している人あるいは受給が可能な人
- ・児童が父又は母に支給される公的年金の額の加算対象となっている人
(ただし、年金受給者であっても年金給付額が児童扶養手当額を下回る場合は、年金を受給後、差額分を受給することができます。)
- ・一定以上の所得がある人
- ・児童や受給者が日本国内に住所を有しない人

受給方法 申請月の翌月分から支給対象となり、1月・3月・5月・7月・9月・11月に本人口座に振り込みます。

【問い合わせ先】 子ども支援課 給付係 048(930)7781

6 障害年金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事等が制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」「障害共済年金」があり、年金を受け取るには、年金保険料の納付状況等の条件が設けられています。

※障害年金の申請は、原則、初診日から1年6ヶ月を経過した日以降に行うことができます。（20歳前障がいを除く）

6.1 障害基礎年金（国民年金）

国民年金の被保険者期間中に、障がいの原因となる病気やけがの初診日があり、下記に該当する方で、年金制度の障害1級又は2級に該当した場合に受け取ることができます。

受給要件

- ①20歳前に初診日のある方（所得制限あり）
- ②国民年金加入中に初診日があり、受給要件を満たしている方
- ③日本国内に住所登録がある60歳から65歳未満に初診日があり、受給要件を満たしている方

【問い合わせ先】 国保年金課 年金係 048（930）7704

6.2 障害厚生年金・障害手当金

厚生年金加入者（厚生年金保険適用事業所に勤める人）が、厚生年金加入中の病気やけがにより、障がいが残ったとき、その程度に応じて支給されます。1・2級の障がいの状態よりも軽い障がいの人には、国民年金の障害基礎年金は支給されませんが、厚生年金独自の3級障害年金又は、障害手当金（一時金）が支給されます。

対象 次のすべてに当てはまる障がいのある人に支給されます。

- ①障がいの原因となった病気・けがの初診日に厚生年金の加入者であったこと
- ②障がいの認定日（原則、初診日から1年6か月を経過した日）に厚生年金保険の障害等級表に該当する障がいの状態であること
- ③国民年金の障害基礎年金を受けられる保険料納付要件を満たしていること

障害手当金 厚生年金加入中に初診日のある病気やけがが、初診日から5年以内に治った（症状が固定した）場合で、軽度の障がいが残ったときは、条件により一時金が支給されます。

【問い合わせ先】 勤務先管轄の年金事務所又は越谷年金事務所

6.3 障害共済年金・障害手当金

共済年金加入者が病気やけがにより障がいが残ったとき、その程度に応じて支給されます。対象となる障がいは障害厚生年金と同様です。

障害手当金 共済年金加入中に初診日のある病気やけがが、初診日から5年以内に治った（症状が固定した）場合で、軽度の障がいが残ったときは、条件により障害手当金が支給されます。

【問い合わせ先】 勤務先管轄の共済組合事務所

7 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受けられない人への救済措置として、平成17年4月1日から「特別障害給付金制度」が創設されています。

対象者 昭和61年3月以前に被用者年金制度等に加入（又は受給等）をされていた人の配偶者、又は、平成3年3月以前の学生であって、当時、任意加入していなかった期間内に障がいの原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金1級もしくは2級相当の障がいの状態にある人

【問い合わせ先】 国保年金課 年金係 048（930）7704

8 傷病補償年金・障害補償給付（労働者災害補償保険法）

業務上の災害又は通勤途中の災害によって負傷したり、病気になったりしたとき、次の制度があります。

8.1 傷病補償年金

療養を始めてから1年6か月を過ぎても治らず引き続き療養中の人に支給します。

8.2 障害補償給付

疾病が治った（症状が固定した）ときに、身体に一定の障がいが残った場合、年金又は一時金を支給します。

※障がいの原因が労働災害の場合は、障害厚生年金と労災補償年金は併給になりますが、労災補償年金の方が一定の減額をされることとなります。

【問い合わせ先】 勤めていた事業所を受け持つ労働基準監督署

9 心身障害者扶養共済制度

障がいのある人を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡、重度障がい者になったとき、障がいのある人に終身一定額の年金を支給する制度です。

対象者 ①知的障がいがある人（児童含む）

②身体障害者手帳1～3級を持っている人（児童含む）

③精神又は身体に永続的な障がいのある人で①、②と同程度の障がいと認められる人

加入者 心身障がいのある人（児童含む）を扶養する65歳未満の保護者で特別な疾病や障がいのない人

【問い合わせ先】 障がい福祉課 給付係 048（930）7779

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 048（830）3315

公共料金の割引・税の減免

1 公共料金の割引

1.1 J R旅客運賃の割引

障がいのある人（児童含む）と介護者がJ R線を利用する場合、運賃が割引になります。

※詳細は各公共交通機関にお問い合わせください。

対象 身体障害者手帳・療育手帳所持者とその介護者

利用方法 乗車券購入の際に、販売窓口で手帳を提示します。

【問い合わせ先】 JR 各駅

1.2 私鉄旅客運賃の割引

対象・内容・利用方法ともJ Rに準じます。ただし、各私鉄によって割引内容が異なります。つくばエクスプレスは、当社線駅相互間の乗車に適用されます。

【問い合わせ先】 私鉄各駅

1.3 民営バス運賃の割引

障がいのある人（児童含む）と介護者が県内を発着する民営バスを利用する場合、運賃が割引になります。

対象 身体障害者手帳・療育手帳所持者とその介護者

写真貼付のある精神障害者保健福祉手帳所持者

利用方法 バス利用の際、手帳を提示します。

【問い合わせ先】 各バス会社営業所

1.4 航空運賃の割引

障がいのある人（12歳以上）や介護者が航空機を利用する場合、国内線の運賃が割引になります。

対象 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者

割引率 事業者（会社）・利用期間・区間ごとに割引率は異なりますので、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

利用方法 チケット購入の際、手帳を提示します。

【問い合わせ先】 各航空会社営業所・代理店

1.5 タクシー料金の割引

障がいのある人（児童含む）がタクシーを利用する場合、手帳を提示すると料金の割引があります。

対象 身体障害者手帳、療育手帳所持者

割引率 メーター表示の10% ただし、割引後の10円未満の金額は切り捨て。

【問い合わせ先】 埼玉県乗用自動車協会 048（863）6431

1.6 有料道路割引

あらかじめ手続きすることにより、有料道路の料金が半額になります。

対象

区 分	割引対象要件	
身体障害者手帳	1種	手帳所持者本人が運転 手帳所持者本人以外が運転し、所持者本人が同乗する場合
	2種	手帳所持者本人が運転の場合のみ
療 育 手 帳	1種	手帳所持者本人以外が運転し、所持者本人が同乗する場合

対象自動車 本人又は家族所有（1種で本人又は家族が所有していないときには日常的に介護している方も可です）の乗用自動車・自動二輪車

※乗車定員10人以下のもので営業用自動車を除く

手続き 障がい福祉課で登録をします。（以下を参考にご用意下さい。）

区 分	必要なもの
E T Cを利用しない場合	1.身体障害者手帳又は療育手帳 2.登録を希望する自動車の自動車検査証（車検証） ※自動車登録なしでも申請可 3.運転免許証（手帳所持者本人が運転する場合）
E T Cを利用する場合	1.身体障害者手帳又は療育手帳 2.登録を希望する自動車の自動車検査証（車検証） 3.運転免許証（手帳所持者本人が運転する場合） 4.E T Cカード 手帳所持者本人名義のもの1枚に限る。 但し、身体障害者手帳又は療育手帳の1種の人で 18歳未満の場合のみ保護者名義のカード可 5.登録を希望する自動車に取り付けられた車載器の 「E T C車載器セットアップ申込書・証明書」

有効期限 申請日より起算して新規・変更は2回目・更新は3回目の誕生日まで。

※更新手続は有効期限の2か月前から誕生日前日まで受け付け可能です。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048（930）7778

1.7 NHK放送受信料の減免

障がいのある人のいる世帯に対して、放送受信料が減免される場合があります。

全額免除 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者のいずれかがいる世帯で、世帯員の全員が市民税を課税されていない場合

半額免除 ①契約者が世帯主で身体障害者手帳を所持している視覚障がい又は聴覚障がいである場合

②契約者が世帯主で1級、2級の身体障害者手帳所持者である場合

③契約者が世帯主で重度（A・A）の療育手帳所持者である場合

④契約者が世帯主で1級の精神障害者保健福祉手帳所持者である場合

手続き 障がい福祉課で証明書を発行します。

*契約者の変更、住所変更、手帳の等級変更等がありましたら、その都度手続きが必要
です。減免事由が解消されたにもかかわらず手続きをしない場合、遡って受信料を
請求される場合があります。

【問い合わせ先】 NHKさいたま放送局（経営管理企画センター）

埼玉県さいたま市浦和区常盤6-1-21

048（833）2045

障がい福祉係 048（930）7778

1.8 郵便料金の減免

障がいのある人用の郵便物の一部には料金が割引されるものがあります。

※割引の内容については郵便局にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 三郷郵便局 048（953）1572

1.9 官製はがきの無償配布（青い鳥はがき）

手帳所持者の一部に年1回（4～5月の間）はがき20枚が配布されます。三郷郵便局又は市内最寄りの郵便局に申し込んでください。

対象 身体障害者手帳1・2級 療育手帳[Ⓐ]・A

【問い合わせ先】 三郷郵便局 048（953）1572

1.10 携帯電話料金の割引

障害者手帳所持者が携帯電話を利用する際の基本使用料や通話料等が割引になります。

※各社それぞれの取り決めがありますので販売店等にお問い合わせください。

1.11 NTT番号案内の無料利用（ふれあい案内）

104番を利用する際にあらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより、その番号案内が無料となります。

対象者

区 分	内 容	程 度
身体障害者手帳	視覚	1～6級
	肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1～2級
	聴覚	2～5級
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能	3、4級
戦傷病者手帳	視覚	特別項症～第6項症
	肢体不自由（上肢）	特別項症～第2項症
	聴覚	第2項症、第4項症
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能	第1項症、第2項症、第4項症
療育手帳		㊤、A、B、C
精神障害者保健福祉手帳		1～3級

【問い合わせ先】 NTT東日本ふれあい案内 0120-104174

1.12 公共施設使用料の減免

障がいのある人を構成員とする団体が、あらかじめ市に登録することにより、市内の公共施設使用料が減免されます（施設によっては個人使用でも減免となります）

手続き 障がい福祉課で団体の登録申請を行い、登録者証の交付を受けてください。

使用方法 使用する際に登録者証を提示し、減免を受けてください。

※施設によって減免の内容が異なるので、詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048（930）7778

2 税の減免

2.1 所得税・市県民税の障害者控除等

本人又は扶養親族に障がいがある場合は、障害者控除が受けられます。

※詳しくは各担当部署・機関にご確認ください。

【問い合わせ先】 所得税 越谷税務署 越谷市赤山町5-7-47
048(965)8111
市民税 市民税課 048(930)7706

2.2 所得税・市県民税の同居扶養控除

扶養義務者が重度の障がいのある人と同居している場合には、障がいの程度に応じて配偶者控除及び扶養控除が加算される場合があります。

【問い合わせ先】 所得税 越谷税務署 越谷市赤山町5-7-47
048(965)8111
市民税 市民税課 048(930)7706

2.3 ストマ用装具の医療費控除

消化管ストマ又は尿路ストマを持つ人の使用するストマ用装具について、その人の治療を行っている医師が「ストマ用装具使用証明書」を発行した場合には、医療費控除の対象となります。

【問い合わせ先】 所得税 越谷税務署 越谷市赤山町5-7-47
048(965)8111
市民税 市民税課 048(930)7706

2.4 おむつ代の医療費控除

疾病等によりおおむね6か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている人のおむつ代について、その人の治療を行っている医師が「おむつ使用証明書」を発行した場合には医療費控除の対象となります。なお、一定の条件のもと、おむつ使用証明書に代わる書面での手続きもできますので、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】 所得税 越谷税務署 越谷市赤山町5-7-47
048(965)8111
市民税 市民税課 048(930)7706

2.5 相続税の税額控除・贈与税の非課税・個人事業の非課税

詳しくは税務署にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 越谷税務署 越谷市赤山町5-7-47
048(965)8111

2.6 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割） の減免

障がいのある人又は同一の生計にある人が納税義務者及び運転者の場合、障がいのある人の通院、通学、生業のためにもっぱら使用する埼玉県内ナンバーの自家用車（原付を含む）については、障がいのある人1人につき1台のみ、自動車税又は軽自動車税の減免制度の対象となる場合があります。

減免の対象となる障がいの区分及び級

手帳の種類及び障がいの区分		障がいの程度	
身体 障 害 者 手 帳	視覚	1級から3級又は4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）	
	聴覚	2級、3級	
	平衡機能	3級	
	音声又は言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限る）	
	上肢 ※主に手や腕	1級、2級	
	下肢 ※主に足	1級から6級まで	
	体幹	1級から3級及び5級	
	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級、3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能	上肢	1級、2級
		移動	1級から6級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能又は肝臓	1級から3級まで		
療育手帳	㊤及びA		
精神障害者保健福祉手帳	1級かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方		
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じます		

※普通自動車の自動車税の減免で、手帳所持者が施設に入所している場合は、身体障害者手帳1級から2級（戦傷病者手帳で準じる場合を含む）の方、療育手帳㊤及びAの方、もしくは精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院等で精神通院医療を受けている方に限り対象となります。

※障害名が「半身不随」であったり、「左上肢機能障害、左下肢機能障害」等、複数の障がいがある場合は、障がいの区分ごとの級（上肢2級 下肢3級など）を確認します。

障がいのある人と納税義務者等の関係

運転者 納税義務者	障がいのある人本人	障がいのある人と 同一生計の方	障がいのある人を 常時介護する方
障がいのある人 本人	○	○	△
障がいのある人 と同一生計の方	○	○	×
障がいのある人 を常時介護する 方	×	×	×

○ 減免できます ×減免できません

△ 障がいのある人の世帯に運転免許証をお持ちの方がいない場合は、常時介護者が運転することにより減免できます。

※自動車税、軽自動車税の減免を受けてから1年以内に新たに取得した自動車については、原則として自動車税、軽自動車税の減免は適用されません。

※他の都道府県ナンバー、法人名義、事業用及びリース車は減免対象外となります。

※軽自動車税の減免は主たる定置場の市区町村で申請できます。

※減免に該当しなくなった場合は「減免に該当しなくなった旨の届出書」を自動車税事務所又は最寄りの県税事務所に提出する必要があります。

(軽自動車税については届出書の提出は不要ですが、該当しなくなった旨を市役所までご連絡下さい)

【受付窓口・問い合わせ先】

自動車税 埼玉県自動車税事務所 春日部支所 春日部市増戸752-5

048(763)4111

越谷県税事務所 越谷市越ヶ谷4-2-82

048(962)2191

軽自動車税 三郷市役所 市民税課 諸税係 048(930)7707

日常生活の援助

1 障がいのある人の日常生活に対するサービス

1.1 地域活動支援センター

通所により創作活動、機能訓練、生産活動などの各種サービスを提供します。

- ・地域で共に生きるナノ（Ⅱ型）

三郷市戸ヶ崎 2-374-1・・・048（951）1817

- ・憩いの場オアシス（Ⅲ型）

三郷市早稲田 1-11-10 1F・・・048（958）6674

- ・スペース游（Ⅲ型）

三郷市鷹野 4-234-3・・・048（945）0222

対象者

身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者、知的障がい者更生相談所又は児童相談所において知的障がいと判定された人、医師により精神疾患があると診断され、治療を受けている人

利用料

Ⅲ型…無料

Ⅱ型…生活保護世帯、市民税非課税のかた（配偶者がいる場合は配偶者も市民税非課税のかた）は無料。市民税を課税されているかたは利用料の1割を自己負担。

※利用申請書を障がい福祉課に提出します。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048（930）7778

1.2 移動支援

屋外での移動に困難がある障がい児者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します（通勤・通学等は除きます）。

対象者 療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者・身体障害者手帳所持者で
屋外で活動するのに著しい困難を伴う視覚障がい児者、全身性障がい児者・
難病患者・その他市長が認めた者

内容 月50時間以内でヘルパーと一緒に外出します。（所得に応じて、利用料の
一割を自己負担有り）

※障害福祉サービスの行動援護、同行援護と併用を希望する場合は、事前に相談して
ください。

※利用申請書を障がい福祉課に提出します。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048（930）7778

1.3 訪問入浴サービス

家庭において自力又は家族の介助のみでは入浴が困難な身体障害者手帳所持者に対し
て、市が委託した事業者を派遣します。

対象者 身体障害者手帳所持者

内容 月3回を限度に特別な浴槽を室内に入れ入浴

※利用申請書を障がい福祉課に提出します。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048（930）7778

1.4 配食サービス

65歳未満の単身者又はこれに準ずる状態の世帯員であって、障害により日常的に食事
の確保が困難である方に対して食事の配達を行います。

対象者 身体障害者手帳所持者

内容 利用者1人につき1日1回、昼食又は夕食のいずれか一方について週5回を
限度として行います（一部費用負担有り）。

※利用申請書を障がい福祉課に提出します。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048（930）7778

1.5 訪問理美容サービス

美容院または美容院に出向くことが困難な障がい者等に対して、訪問で理美容サービスを行います。

対象者 身体障害者手帳下肢1級または2級に該当する方

内容 理美容券を年2回配布します。指定の理美容店に訪問してもらい、調髪、
洗髪を行ってもらいます。

※利用申請書を障がい福祉課に提出します。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048（930）7778

1.6 居宅介護（障害者総合支援法 障害福祉サービス）

日常生活に支障がある障がいのある人等の家庭にホームヘルパーが訪問し、家事、介護、育児支援等のサービス提供を行います。

※利用申請書を障がい福祉課に提出します。

※認定調査を受け、障害支援区分の取得が必要です。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048（930）7778

1.7 短期入所（障害者総合支援法 障害福祉サービス）

保護者又は家族が疾病・事故等の理由により、一時的に障がいのある人を介護できなくなった場合に、施設等で支援を行います。

※利用申請書を障がい福祉課に提出します。

※認定調査を受け、障害支援区分の取得が必要です。

※食費・光熱費は実費(各施設により異なります)

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048(930)7778

1.8 在宅心身障害児者一時介護委託料助成事業

在宅の障がいのある人を介護している保護者等が、疾病・冠婚葬祭・介護疲れ等により、在宅での介護が一時的に困難となり、有償で介護を委託した場合に、支払った委託料の一部を助成します。

対象 身体障害者手帳・療育手帳所持者の保護者・介護者

限度額 心身障害児者1人につき年額50,000円まで

単価 委託時間 4時間未満2,500円 4時間以上5,000円

※利用申請書を障がい福祉課に提出します。

※介護証明書が必要です。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048(930)7778

1.9 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

生活に不安のある高齢の方や精神や知的に障がいのある方が安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、郵便物の整理をお手伝いします。

対象 知的障がい・精神障がいのある人

利用料金 有料（生活保護世帯は無料）

【問い合わせ先】 三郷市社会福祉協議会 048（953）4191

1.10 成年後見制度

判断能力が不十分な精神障がい・知的障がいのある人に代わり、財産管理や契約等の法律行為を行う代理人を選任する制度です。

援助者（後見人等の他に監督人を選任することがあります）	本人の判断能力
成年後見人	全くない
保佐人	特に不十分
補助人	不十分
任意後見人	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助します。

【問い合わせ先】 さいたま地方家庭裁判所 越谷支部 越谷市東越谷9-34-2
048（964）2811

1.11 緊急通報システム

緊急連絡用の機器を貸与し、三郷市消防本部の協力により安全の確保を図ります。

対象 外出が困難な在宅の単身者又はそれに準ずる人で、かつ身体障害者手帳1～3級所持者

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048（930）7778

1.12 119番ファックス

通話が困難な方にファックスを利用した119番通報ができるシステムがあります。事前の登録が必要になりますので、ご利用希望の方は障がい福祉課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 三郷市消防本部 048(952)1211
FAX 048(952)5568
障がい福祉課 048(930)7778
FAX 048(953)7785

1.13 緊急通報システムネット119 (NET119)

聴覚や言語に障がいのある方が、あらかじめ登録をすることにより、スマートフォン・携帯電話からの緊急通報が簡単な操作で素早く行うことができ文字対話方式(チャット)によりやりとりも行えます。GPS機能を持っている機種であれば、現在位置を表示できます。

※登録は障がい福祉課で行います。

【問い合わせ先】 三郷市消防本部 048(952)1211
FAX 048(952)5568
障がい福祉課 048(930)7778
FAX 048(953)7785

1.14 メール・FAX110番システム(埼玉県警察)

埼玉県警察では、警察への緊急通報に利用できる「メール110番」「FAX110番」を聴覚、言語に障がいがあり通報が困難な人専用として開設しています。「メール110番」は専用ホームページに接続し、文字対話方式(チャット)により通報するシステムです。詳しくは埼玉県警察のホームページをご確認ください。

連絡先 メール110番 通報用アドレス <http://saitama110.jp/>

FAX110番 FAX番号 (0120)264-110

1.15 電話リレーサービス

聴覚や発話に困難のある人と、きこえる人との会話を通訳オペレーターが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。24時間・365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。ご利用は、日本財団電話リレーサービスのホームページから利用登録をしてください。<https://nftrs.or.jp/>

1.16 救急医療情報キット

かかりつけ医療機関、持病その他救急医療時に必要な情報を記入し保管する救急医療情報キットを配布します。キットは自宅の冷蔵庫内に保管することにより、緊急時、救急隊等が情報を確認することができます。

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者等

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048(930)7778

1.17 補装具（購入・借受・修理）費の支給

身体障がいのある人の職業や日常生活能力の向上を図るために下表の補装具の購入・借受・修理にかかる費用を支給します。

障がいの種別	補装具
視覚	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡（色眼鏡を除く）
聴覚	補聴器（電池交換の費用利用者負担）
肢体不自由（者・児）	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助杖（T字状・棒状の杖を除く）、座位保持装置、重度障害者意思伝達装置
肢体不自由（18歳未満）	座位保持椅子、起立保持具

対象 身体障がいのある人（者・児）、難病患者等

対象外の場合 世帯に市町村民税所得割を46万円以上納めている人がいる場合

利用者負担額 ①市民税課税世帯の人 補装具の基準額の1割

②市民税非課税世帯の人及び生活保護世帯の人 無料

- 世帯の範囲 ① 18歳未満の児童については、住民票上同一世帯の世帯員全員
 ② 18歳以上については、障がいのある人本人と住民票上同一世帯の配偶者

月額負担上限額

下表のとおり、収入に応じて1か月あたりの負担上限額があります。

対象者	月額負担上限額
市民税課税世帯の人	37,200円
市民税非課税の人及び生活保護世帯の人	0円

手続き

事前に障がい福祉課に相談・申請の上、県総合リハビリテーションセンターの判定（児童の場合は自立支援医療機関の意見書他）が必要となります。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048（930）7778

1.18 労災保険による義肢等の支給

労災保険の受給者には、必要に応じて次のような装具等の支給があります。

- ①義肢（修理も可） ②体幹装具 ③義眼 ④眼鏡（コンタクトレンズを含む）
- ⑤車いす ⑥電動車いす ⑦補聴器 ⑧人工喉頭 ⑨かつら ⑩収尿器
- ⑪浣腸器付排便剤 ⑫褥瘡予防用敷布団 ⑬歩行車 ⑭介助用リフター
- ⑮フローテーションパッド（車いす用） ⑯点字器 ⑰上・下肢装具
- ⑱視覚障害者安全つえ ⑲歩行補助つえ ⑳ストマ用装具 ㉑ギャッジベッド
- ㉒座位保持装置 ㉓重度障害者用意思伝達装置

対象 労災に基づく障害（補償）年金等を受給している人

【問い合わせ先】 さいたま労働基準監督署 さいたま市中央区新都心11-2
 ランド・アクシス・タワー14階
 労災課 048（600）4802

1.19 日常生活用具の給付

市内の自宅に居住する障がいのある人、難病患者等、小児慢性特定疾病児に対して以下の表の対象となる日常生活用具にかかる費用の一部を給付します。

***事前相談、事前申請が必要です。**

日常生活用具の給付についての用語は次のとおりとなります。

身体障がい者（児）	身体障害者手帳を交付された者
知的障がい者	埼玉県療育手帳制度要綱第2条の規定に基づき療育手帳を交付された者
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳を交付された者
重度	療育手帳A
最重度	療育手帳④
難病患者等	治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者の日常生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障がいの程度が障害者の日常生活を総合的に支援するための法律第4条第1項及び児童福祉法第4条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度である者
小児慢性特定疾病児	埼玉県小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱に基づく事業の対象となる者

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048（930）7778

1.19.1 障がいのある人・難病患者等の日常生活用具給付（小児慢性特定疾患児をのぞく）

種目	品目	性能等	対象者	耐用年数(年)	基準額(円)	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練ができる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障がいがある2級以上の身体障がい者、難病患者等で寝たきりの状態にある者	8	154,000	
	特殊マット	褥そう又は失禁等による汚染防止機能の	下肢又は体幹機能障がいがある1級の身体障がい者、障がいの程度が重度又は知的障がい者である3歳以上の障がい児・者（常時介護を要する者に限る。）で難病患者等で寝たきりの状態にある者	5	70,000	
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障がい児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障がいがある1級以上の身体障がい児・者（常時介護を要する者）で難病患者等で寝たきりの状態にある者	5	67,000	
	入浴担架	障がい児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障がいがある2級以上であって、入浴に家族等、他人の介助を要する3歳以上の身体障がい児・者	5	82,400	

自立生活支援用具	体位変換器	介助者が障がい児・等 者又は難病患者等に 容易に使用し得るもの	下肢又は体幹が 機能障がいであ る2級以上の者 又は、家族等を以 て、介護年齢障 がいの者等 の身体障がい者 等 難病患者等 寝たきりの者 の状態にある者	5	15,000	
	移動用リフト	介護者が障がい児・ 者又は難病患者等に 移動させるにあ たって、容易に使用 し得るもの。ただ し、天井走行型その 他住宅改修を伴う ものを除く	下肢又は体幹が 機能障がいであ る2級以上の者 又は、3歳以上の 身体障がい児・ 者 難病患者等 下肢又は体幹 機能障がい のある者	4	159,000	
	訓練いす	原則として付属の テーブルを付ける ものとする。	下肢又は体幹が 機能障がいであ る2級以上の者 又は、3歳以上の 身体障がい児	5	33,100	
	訓練ベッド	腕又は脚の訓練が できる器具を備え たもの	下肢又は体幹が 機能障がいであ る2級以上の者 又は、学齢以上の 身体障がい児 難病患者等 下肢又は体幹 機能障がい のある者	8	159,200	
	入浴補助用具	入浴時の移動、座位 の保持、浴槽への入 水等の補助ができ、 障がい者、難患者 等又は介護者が容 易に使用し得るも の。ただし、設置を 要するもの。たり 住宅改修を伴う ものを除く。	下肢又は体幹が 機能障がいであ る2級以上の者 又は、入浴に 必要以上の 介護を要する 3歳以上の 身体障がい 児・者 難病患者等 入浴に介 助を要する者	8	90,000	

便器 (手すり取り付け可)	障がい者又は難病 患者等が容易に 使用し得るもの。 (手すり付きを伴 う場合を除く。)	下肢又は体幹 機能障害が 2級以上の 身体障害者 等 難病 患者 等 常時 要する者	8	4,450	
				手すりを着ける場合 5,400	
頭部保護帽	ヘルメット型で、転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	下肢若しくは体幹 機能障害が 1級以上の 身体障害者 等 難病 患者 等 常時 要する者	3	主材料がスポンジ及び皮 12,768	基準額は、オーダーメイドによる適用するものとし、メイドによる製品については、基準額の80パーセントの額とする。
				主材料がスポンジ、革及びプラスチック 30,870	
T字状、棒状の杖	歩行時に体を支持する機能及び強度を有するもの	下肢又は体幹 機能障害が 1級以上の 身体障害者 等 難病 患者 等 常時 要する者	3	ニス塗装された木材のもの 2,310	夜光材付とした場合は410円(全面付材付とした場合は1,200円)増しとする。価格は1本当たりのものであること。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとする。
				軽金属のもの 3,150	

移動・移乗支援用具	<p>おむね次のよう な性能を有する すり、スロープ等 あること (1) 障がい者及び 難病患者等の身 機能の状態を十 踏まえたもので あって、必要な 安定性を有する もの (2) 転倒防止、立 上がり動作の補 移乗動作の補助 差解消等の用具 とする。ただし、 に当たり住宅改修 を伴うものを除く。</p>	<p>平衡機能又は 下肢、体幹機能 障がいであつて、 家庭内の移動等 に介助を要する 3歳以上の身 体障がい児・者 難病患者等 下肢が不自由 な者</p>	8	60,000	
特殊便器	<p>足踏みペダルにて 温水温風を出し得 るもの。ただし、 替えに当たり住宅 替改修を伴うもの を除く。</p>	<p>上肢機能障がい が2級以上の身 体障がい児・ 者障がい程度が 重度又は最重 度の知的障がい である学齢以 上の障がい児・ 者難病患者等 上肢機能に障 がいのある者</p>	8	151,200	
火災警報器	<p>室内の火災を煙又 は熱により感知し、 音又は光を発生し、 屋外にも警報ブザー で知らせ得るもの</p>	<p>障がい等級が2 級以上（聴覚障 がい児・者は、す べての障がい等 級）の身体障 がい児・者、障 がいの程度が重 度若しくは最重 度である知的障 がい児・者又は 障がい等級が1 級である精神障 がい児・者であ つて、火災発生 の感知及び避難 が著しく困難 であるものの みの世帯及び これに準ずる 世帯のもの</p>	8	15,500	

電磁調理器	障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障がい者が2級以上の身体障がい者は、重度の知的障がいのみをこの世帯の者が、重度の若し及ぶ世帯のもの	6	41,000	
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触による自動的噴射、初期火災を消火し得るもの	障がい等級が2級以上の見・者、障がい者が、重度の知的障がい者又は障がい者である精神障がい者及び、火災発生時の避難困難のみをこの世帯の者が、重度の若し及ぶ世帯のもの	8	28,700	
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの	視覚障がい者が2級以上であって学齢以上の身体障がい児・者	10	7,000	

聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、音触覚等により知覚できるもの	聴覚障害者が日常生活に必要と認められる者が、この装置を利用することで、日常生活に必要と認められる者	10	87,400	
視覚障害者用誘導装置	音声により目的物（位置）等の確認が可能となるもの	視覚障害者が、この装置を利用することで、日常生活に必要と認められる者	5	56,000	
携帯用信号装置	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図（呼出し）が接触等により知覚できるもので、携帯可能なもの	聴覚障害者が、この装置を利用することで、日常生活に必要と認められる者	6	18,000	
トイレチェア	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの	頸椎損傷等により、通常の方法で排便することができない者が、この装置を利用することで、日常生活に必要と認められるもの	8	81,000	
車椅子用段差昇降機	地面と屋内床面の高低差が1メートル程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態、昇降が可能なもの	車椅子を利用する者が、この装置を利用することで、日常生活に必要と認められるもの	10	260,000	

	発動発電機人工呼吸器 外部バッテリー	介助者が容易に使用し得るもの	在宅で常時人使用呼吸器を使用する身体障がい児・者又は難病患者（施設入所者を除く）	6	100,000	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	じん臓機能障がい3級以上であって、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う3歳以上の身体障がい児・者	5	51,500	
	ネブライザー（吸入器）	障がい児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障がい3級以上の障がいであって、必要と認められる学齢以上の身体障がい児・者、難病患者等での呼吸器機能障がいのある者	5	36,000	
	電気式たん吸引器	障がい児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	上記に同じ	5	56,400	
	電気式たん吸引器・ ネブライザー両用器	障がい児・者が容易に使用し得るもの	上記に同じ	5	72,450	

酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者	10	17,000	
盲人用体温計（音声式）	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの	視覚障がい者が2級以上である学齢以上の身体障がい児・者	5	9,000	
盲人用体重計	上記に同じ	上記に同じ	5	18,000	
盲人用血圧計	上記に同じ	上記に同じ	5	15,000	
（動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター））	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者が容易に使用し得る者	難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要な者	5	157,500	

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能があるもの	音声・言語機能障害が自由のたため発声・発語に著しい障害がある以上の子供・者	5	98,800	
	情報・通信支援用具	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器（インターキー、ジョイスティック等）及びソフト（視覚障害者用アプリケーションソフト、画面拡大ソフト等）で対象者が容易に使用し得るもの	文字を書くことが困難で上肢機能が2級以上の身体障害者及び言語及び上肢の複合機能が2級以上の身体障害者視覚障害者が2級以上の身体障害者	5	100,000	
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報などを点字等により示すことのできるもの	視覚障害者が2級以上である学齢以上の身体障害者であることと認められるもの	6	383,500	
	点字器	32マス18行、両面書、真鍮板製のもの（標準型） 32マス18行、両面書、プラスチック製のもの（標準型） 32マス4行、片面書、アルミニウム製のもの（携帯用） 32マス12行、片面書プラスチック製のもの（携帯用）	視覚障害者である学齢以上の身体障害者であることと認められるもの	7 5	10,800 6,800 7,500 1,700	基準額は、点筆を含む。

点字タイプライター	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	就労若しくは就学し、又は就労が見込まれる視覚障がいの2級以上の身体障がい児・者	5	63,100	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書等の再生可能な製品であって、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの	視覚障がい児・者が2級以上の身体障がい児・者	6	録音再生機 85,000	
			6	再生専用機 35,000	
視覚障害者用活字文書 読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗読し、音声信号に変換して出力する機能をも有するもので、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの	上記に同じ	6	99,800	
視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読み取りたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢以上の身体障がい児・者	8	198,000	

盲人用時計	触読時計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障がい者が2級以上の身体障がい者	10	10,300	
	音声時計			10	13,300	
聴覚障害者用通信装置	一般の電話機に接し得るもので、音声の代わりに文字等により通信可能な機器であって、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの		聴覚障がい又は音声・発語に著しい障がいがある学齢以上の身体障がい者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の必要と認められる者	5	71,000	
聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びに字幕通訳の映像を出力する機能の時向信障がい者が容易に使用し得るもの		聴覚障がいの身体障がい者であって、本装置により視聴が可能になるもの	6	88,900	
人工喉頭	笛式	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、管を導き音化するもの	喉頭摘出又はこれと同程度の障がいがある3歳以上の身体障がい者	4	5,150	基準額は気管カニューレ付とした場合は3,100円増しとする
	電動式	顎下部等にたてた電動駆動板を駆動的に導き音化するもの		5	72,203	基準額は、電池又は充電器を含む。

	男性用簡易型	尿管と尿道の逆流防止装置を有するもの。ラテックス製又はゴム製。	尿管を3歳以上の児・者が必要とする。		5,871	
	女性用普通型	尿管を有するもの。			8,755	
	女性用簡易型	ポリエチレン導尿管付き。			6,077	基準額は尿管20枚を1組の額とする。
情報・意思疎通支援用具貸与	福祉電話	容易に使用可能なもの。	聴覚障害者又は身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーションの必要と認められる者（障害者のみならず）。	—	—	

1.19.2 小児慢性特定疾病児の日常生活用具

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児が容易に使用し得るもの
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
移動支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること ア 小児慢性特定疾病児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴の介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用できるもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用できるもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児の体位を変換させるのに容易に使用できるもの
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの

紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しくかけて、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの
ストーマ装具 (畜便袋)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具 (畜尿袋)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの
紙おむつ(尿取りパット含む)	常時失禁があり介助を要する者	小児慢性特定疾病児にあった適切な種類のもので小児慢性特定疾病児及び介護者が容易に使用できるもの

1.20 難聴児補聴器購入費の助成

身体障害者手帳に該当しない18歳未満の（満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある）難聴児が装用する補聴器購入費、修理費用の一部を助成しています。あらかじめ障がい福祉課に相談の上、手続きを行ってください。

対象児童 次のすべてに該当する児童する場合に対象となります。

- ①市内に住所を有する18歳未満の者であること。
- ②身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
- ③補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断すること。

助成金額 補聴器の種類に応じた基準価格の範囲内で購入費用の2/3です。

※補聴器の種類、基準価格等は障がい福祉課に確認してください。

※所得制限があります。

1.21 福祉機器等の展示

福祉機器の展示、紹介、情報提供等を行っています。又、日常生活における自助具等の展示も実施しています。

場所 介護すまいる館

さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

048(822)1195

会場時間 火～日曜日(月曜日と毎月の第1日曜日は休館)

1.22 重度障害者居宅改善整備費の支給

重度の身体障がいのある人の居宅の玄関、トイレ、浴室、廊下、階段等を生活しやすいよう改造する場合、1回限りその費用を補助します。

※介護保険の認定対象者は介護保険の住宅改修が優先となり、補助対象外です。

対象 下肢又は体幹機能障がいで1～2級の人

補助額 生活保護等世帯以外は対象経費の2/3の額で、限度額24万円。

生活保護世帯は限度額36万円。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048(930)7778

1.23 県営住宅入居申し込み

障がいのある人の世帯の募集枠があります。また、障がいの程度に応じて、抽選の当選率が優遇される場合があります。

【問い合わせ先】 埼玉県住宅供給公社 県営住宅課

さいたま市浦和区仲町3-12-10 048(829)2875

1.24 UR賃貸住宅入居申し込みの優遇

UR賃貸住宅の入居申し込みの抽選の際、当選率の面で優遇される場合があります。

【問い合わせ先】 都市再生機構（UR） 賃貸住宅募集案内総合窓口

受付時間 午前9時30分～午後6時 0120（411）363

1.25 福祉タクシー利用料金助成

在宅の重度障がいのある人の社会参加の促進や、日常生活援助のためにタクシー利用券を交付します。

（福祉タクシー利用料金助成と自動車燃料費助成のどちらかひとつを選択）

- 対象
- ①身体障害者手帳1又は2級
 - ②下肢又は体幹機能障がい3級
 - ③療育手帳①、A、B
 - ④精神障害者保健福祉手帳1級

内容 協定を結んだ埼玉県内のタクシー会社を利用する場合、初乗運賃相当額を補助する券を年間34枚交付します。

【問い合わせ先】 障がい福祉課 給付係 048（930）7779

1.26 自動車燃料費助成

在宅の重度障がいのある人の社会参加の促進や、日常生活援助のために自動車燃料券を交付します。（福祉タクシー利用料金助成と自動車燃料費助成のどちらかひとつを選択）

- 対象
- ①身体障害者手帳1又は2級
 - ② 下肢又は体幹機能障がい3級
 - ③ 療育手帳①、A、B
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳1級

内容 市内の指定されたガソリンスタンドを利用する場合、730円を補助する券を
年間24枚交付します。

【問い合わせ先】 障がい福祉課 給付係 048(930)7779

1.27 身体障害者補助犬の給付

公共の施設や交通機関等に同伴して利用できる身体障害者補助犬を給付します。なお、補助犬を適切に利用することによって行動範囲を拡大、社会復帰、自立に役立てることのできる方に給付されますが、給付にあたり、訓練施設で4週間の合宿訓練が必要となります。

※18歳以上であり、補助犬の飼育管理が可能である等の要件があります。

対象 盲導犬 視覚障がい1級の人
聴導犬 聴覚障がい2級の人
介助犬 肢体不自由1～2級の人

【問い合わせ先】 埼玉県障害者福祉推進課 電話 048(830)3309
FAX 048(830)4789

1.28 運転適性相談

運転免許の取得・更新等を希望している人で、心身に障がいがあり、免許取得に不安を感じている人の事前相談、検査・指導等を実施しています。

※利用については事前にお問い合わせください。

相談日 月～金曜日(祝・休日を除く)10時～11時30分・14時～16時
毎月第3日曜日は9時～16時

費用 無料 但し、免許用写真2枚と障害者手帳所持者は手帳を持参

【問い合わせ先】 埼玉県警察本部運転免許センター1階 適性相談室
鴻巣市大字鴻巣405-4 048(543)2001

1.29 運転免許取得費用の補助

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者が普通自動車第一種免許を取得する場合に、取得費用の一部を補助します。

補助額 取得費用の2/3の額 但し、補助限度額12万円

***事前相談、事前申請が必要です。**

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048(930)7778

1.30 自動車改造費の補助

市内在住の運転免許を所持している障がいのある人が、社会復帰の促進等のために自動車の改造を行う場合に、改造費用の一部を補助できる場合があります。

対象 以下の要件すべてに該当する人

- ①市内に住民票がある人
- ②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ③改造助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額をいう。)が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人
- ④当該改造した自動車を使用することにより、就労等の機会が拡大すると認められる人

補助額 10万円を限度とする。

***事前相談、事前申請が必要です。**

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048(930)7778

1.31 埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方のための「車椅子使用者用駐車区画」「優先駐車用区画」について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。※令和5年11月1日開始

対 象 障害者手帳、難病関係受給者証、介護保険被保険者証、母子健康手帳などをお持ちの方のうち、交付基準を満たす方

※交付基準は次ページに記載

手続き 埼玉県ホームページから電子申請、又は郵送申請

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html

埼玉県 福祉部 福祉政策課 政策企画担当 048（830）3223

三郷市の担当窓口

ふくし総合支援課 地域福祉係 048（930）7775

障がい者・難病患者 障がい福祉係 048（930）7778

高齢者等 長寿いきがい係 048（930）7792

妊産婦 子育て支援ステーション 048（930）7827

利用証の交付基準、申請に必要な書類、有効期間

区分	交付基準	利用証の色	申請に必要な書類等	利用証の有効期間		
身体障がい者	視覚障がい	緑	身体障害者手帳	対象者としての基準に該当しなくなるまで		
	聴覚障がい	緑				
	平衡機能障がい	緑				
	上肢	緑				
	下肢	緑 (2級以上の車椅子使用者は青)				
	体幹	緑 (3級以上の車椅子使用者は青)				
	脳原性運動機能障がい	上肢機能			緑	
		移動機能			緑 (2級以上の車椅子使用者は青)	
	内部障がい (免疫機能障がいを含む)	緑				
	知的障がい者	療育手帳の障害程度の欄がA以上の者			緑	療育手帳
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者	緑	精神障害者保健福祉手帳			
難病患者	特定疾患医療受給者、指定難病医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	緑	次に掲げるいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証			
高齢者等	介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上である者	緑 (要介護3以上の車椅子使用者は青)	介護保険被保険者証			
妊産婦 (出産後は乳児と同伴の場合に限る)	妊娠7箇月から産後1年までの者	オレンジ	母子健康手帳	妊娠7箇月から産後1年まで		
けが人等	医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	オレンジ	次に掲げる全て ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等	診断書等で必要と認められる期間 (原則1年以内)		
その他車椅子の常時使用が必要と認められる者	医師の診断等により、車椅子の常時使用が必要であると認められる者	青	身分証明書 (運転免許証、マイナンバーカード等)	対象者としての基準に該当しなくなるまで		

1.32 駐車禁止の適用除外

通院、通学、買い物等で障がいのある人が運転又は、同乗した際、あらかじめ警察署から許可証を取得し、それを提示すれば駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く）でも、他の交通の妨げにならなければ駐車が可能となります。

対象 以下の身体障害者手帳又は戦傷病者手帳所持者で歩行困難な人

障がいの区分		障がいの等級（区分等級）
視覚障がい		1～3級、4級の1
聴覚障がい		2～3級
平衡機能障がい		3級
上肢		1級、2級の1及び2級の2
下肢		1～4級
体幹		1～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1～2級(上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
	移動機能	1～4級
心臓機能障がい		1級及び3級
じん臓機能障がい		
呼吸器機能障がい		
ぼうこう又は直腸の機能障がい		
小腸機能障がい		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1～3級
肝臓機能障がい		1～3級

療育手帳 ㉔、Aの方、精神障害者保健福祉手帳1級の方も該当する可能性があります。

窓口 吉川警察署 048(958)0110 三郷市上彦名144-3

※警察署で許可証を発行するものですので、事前に必ず電話で確認をしてください。

1.33 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚に障がいのある方とない方のコミュニケーションを円滑にし、家庭生活や社会生活において社会参加を推進するために手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

1.33.1 手話通訳者派遣

対象者 手話で生活する聴覚障がい者、または聴覚障がい当事者とのコミュニケーションが必要な方

派遣時間 原則午前8時～午後9時 土・日・祝日も派遣可（緊急の場合は要相談）

内容 【病院】診察、検査、健康診断 他
【教育】授業参観、面談、PTA会議 他
【仕事】面接、相談、職場の話し合い 他
【その他】運転免許更新、自治会集会 他

費用 個人負担はありません

申込先 障がい福祉係 FAX 048(953)7785
メール comi-shien@city.misato.lg.jp
電話 048(930)7778

※基本的に通訳が必要な日の3日前（土・日・祝日を除く）※緊急の場合は要相談

受付時間 市役所開庁時間（月～金 午前8時30分～午後5時15分）

FAX、メールは24時間受付可能。返事は市役所開庁時間内に行います。

1.33.2 要約筆記者派遣

対象者 要約筆記を必要とする方

派遣時間 午前8時～午後9時 休日の派遣可

内容 手話通訳と同じ

費用 個人負担はありません

申込先 埼玉聴覚障害者情報センター FAX 048(814)3354
電話 048(814)3353

受付時間 月～土曜の午前9時～12時、午後1時～午後5時
（12時～午後1時不可）

1.34 災害時支援バンダナ

災害時に支援を必要とする障がいのあるかたが、自分に障がいのあることを周囲に伝え、支援を受けやすくするために、障がい者災害時支援バンダナを配布しています。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 電話 048(930)7778
FAX 048(953)7785

1.35 ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。

配布場所 障がい福祉課

【問い合わせ先】 障がい福祉係 電話 048(930)7778
FAX 048(953)7785

1.36 声の広報

視覚に障がいのあるかた、病気や高齢のために広報みさとを読むことが困難なかたに、「声の広報」をホームページで配信しています。録音CDの貸し出しも行っていますので、ご希望のかたは北部図書館（電話：048-958-8900）へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 広報広聴課 広報シティセールス係 048(930)7762

2 各種資金の貸付

2.1 生活福祉資金の貸付

次のような世帯の生活向上に役立てるため、国と県が資金を出し合って、民生委員の相談援助のもとに各種資金の貸付けを行うものです。但し、貸付けには審査があり、ご希望に添えない場合があります。

対象世帯 他からの借り入れが困難な低所得世帯・障がいのある人の世帯・

高齢者世帯

貸付条件 要確認

【問い合わせ先】 三郷市社会福祉協議会 048(953)4191

2.2 福祉資金の貸付

福祉資金の貸付は、一時的に生活が困難になった世帯へ、三郷市社会福祉協議会の資金の中で、貸付を行うものです。但し、貸付には審査があり、ご希望に沿えない場合もあります。

※現在や今後の収入状況の確認が必要となります。無職無収入の世帯への貸付はできません。

貸付限度額 5万円以内で食費相当分

【問い合わせ先】 三郷市社会福祉協議会 048(953)4191

障害者総合支援法等による 福祉サービス

1 障害者総合支援法

1.1 障害福祉サービスの種類・内容

障がいのある人が日常生活等を営むことができるように、障害者総合支援法に基づき「障害福祉サービス」を次のとおり支給します。なお、平成 25 年度より障害福祉サービスの対象となる範囲に難病患者等が加えられました。該当する方々は、必要な手続きを行った上で、認められた障害福祉サービス等を利用できます。又、介護保険制度の対象者については、障害福祉サービスと共通の内容となるサービスについては、原則として介護保険制度が優先となります。介護保険制度にはないサービスの場合は、障害福祉サービスの利用が可能です。

※介護保険対象者が介護保険のサービスのみでは対応しきれない場合等で、障害福祉サービス併用を希望する場合は、必ず事前に障がい福祉課に相談をしてください。

1.1.1 介護給付

居宅介護	自宅で入浴や排泄、食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活や育児等に関する相談及び助言等を行う。（身体介護／居宅介護／育児支援）
重度訪問介護	重度障がいのある人に対し、自宅における入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援を行う。
同行援護	視覚障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供をするとともに移動に伴う援護、支援を行う。
行動援護	行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時の移動を含めた介護、支援を行う。
重度障害者等包括支援	重度障がいのある人に対し、居宅介護等の複数のサービスを組み合わせて、包括的に支援を行う。

短期入所	自宅で介護する人が疾病等で一時的に介護できない場合、短期間、施設等での宿泊により、入浴や排泄、食事その他の介護等を行う。
療養介護	主として昼間に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行う。
生活介護	主として昼間に、入浴、排泄及び食事等の介護、創作活動又は生産活動機会の提供、その他の身体機能、生活能力向上のための援助、支援を行う。
施設入所支援	施設において、主として夜間に入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談、助言その他必要な日常生活上の支援を行う。

1.1.2 訓練等給付

自立訓練 (機能訓練)	障がいのある人に対し、施設・自宅において理学療法、作業療法その他リハビリテーション、生活上の相談助言等の支援を行う。
自立訓練 (生活訓練)	障がいのある人に対し、施設・自宅において入浴、排泄、食事等、自立した日常生活のために必要な訓練、生活上の相談助言等の支援を行う。
宿泊型自立訓練	障がい者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
就労移行支援	一般就労が可能と見込まれる人に対し、生産活動、職場体験等の他、就労に必要な知識、能力向上のための訓練及び就職・定着に必要な情報提供、相談支援を行う。
就労定着支援	就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる問題に関する相談、指導、助言等必要な支援を行う。
就労継続支援 A 型	一般就労が困難な人について、雇用契約に基づき、生産活動その他活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力向上のための訓練、その他必要な支援を行う。
就労継続支援 B 型	一般就労が困難な人について、生産活動その他活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力向上のための訓練、その他必要な支援を行う。
共同生活援助	障がい者につき、主に夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行う。
自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上で各般の問題につき、定期的な巡回、随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、情報提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等の必要な援助を行う。

1.1.3 地域相談支援給付

地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

1.1.4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は市が独自の基準により地域の実情に合わせて選択し、様々な事業を行うもので、相談支援事業、日常生活用具給付事業、更生訓練費支給事業、運転免許取得費補助事業等が該当しています。

***それぞれ、所得による利用制限や一部自己負担が生じる場合があります。また、障がいの状態等により対象とならない事業もありますので、詳細は事前に確認してください。**

・事業（例）

移動支援	生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に移動の介助を行う。
地域活動支援センター	施設での機能訓練、創作活動、障がいのある人同士の交流等の機会の提供、地域社会との交流事業等を行う。
相談支援事業	専門の相談支援員による障がいのある人、その家族、介護者等からの、日常生活、就労等様々な悩みや不安の相談に応じ、各種福祉サービスの紹介や利用方法についての情報提供の他、必要な援助を実施する。
日常生活用具給付事業	市内の自宅に居住する障がいのある人、難病患者等、小児慢性特定疾病児に対して、容易に使用でき生活を支援するための用具等を給付する。
更生訓練費支給事業	自立訓練、就労移行支援、就労継続 A 型を利用している方に、訓練のための経費と通所のための経費を支給します。
運転免許取得費補助事業	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者が普通自動車第一種免許を取得する場合に、取得費用の一部を補助します。

1.2 各種サービスの手続き

障がい福祉課に相談の上、申請してください。障がいの状況等を聴取し、調査の上支給決定を行います。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 電話 048(930)7778

2 児童福祉法

2.1 障害児通所支援の種類・内容

障がいのある児童を対象とした施設・事業については児童福祉法で対応します。18歳以上の施設入所については、原則、障害者総合支援法での対応となります。

実施主体は、障害児通所支援については市町村で、障害児入所支援については都道府県です。

2.1.1 障害児通所支援

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行う。
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

2.2 障害児通所支援の手続き

障がい福祉課に相談の上、申請してください。障がいの状況等を聴取し、調査の上支給決定を行います。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 電話 (930)7778

3 利用者負担と負担軽減措置

利用者負担は、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた月額負担上限額）となっています。但し、施設を利用する場合にその食費や光熱水費の一部は別途負担となります。

3.1 負担上限月額

以下の表のとおり収入に応じて1か月あたりの負担上限額があります。

18歳以上

所得区分		負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

18歳未満

所得区分		負担上限額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯 （所得割28万円未満）	通所施設、居宅介護利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

3.2 世帯の範囲

障がい児 （施設入所の18歳19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯
18歳以上の障がいのある人 （施設入所の18歳19歳を除く）	障がいのある人とその配偶者

※世帯での合算額が負担上限額を上回る場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。

※障がい児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます。

※補装具に係る利用者負担も合算軽減が図られます。

※65歳に達する日前5年間引き続き介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた方等は、新高額障害福祉サービス等給付費が受けられる場合があります。

4 相談支援

4.1 計画相談支援

サービス利用支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
継続サービス利用支援	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

4.2 地域相談支援給付

地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は、精神科病院に入院している精神障がいのある人について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において、単身等で生活する障がいのある人について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対して相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

4.3 障害児相談支援

障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
継続障害児支援利用援助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

※障がい児の居宅サービスについては、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援・継続サービス利用支援を行います。障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

就労の支援等

1 相談窓口

1.1 公共職業安定所（ハローワーク）

障がいのある人担当の窓口があり、職業相談から就職後の定着等を含めたケアまで総合的に行っています。

相談日 月曜日～金曜日（祝・休日を除く）午前8時30分～午後5時15分

【問い合わせ先】 草加公共職業安定所（ハローワーク草加）

草加市弁天4-10-7

電話048（931）6111 FAX 048（931）6615

1.2 三郷市障がい者就労支援センター（障がい福祉課）

市内在住の障がいのある方（障害者手帳を所持している人または、医師の診断により障がいと認められる人）の就労及び就労後の定着に関する相談・支援を行っています。

相談支援については登録制を採用しておりますので、まず電話で初回相談の予約を取ってください。

相談日 月曜日～金曜日（祝・休日・年末年始を除く）

8時30分～12時・13時～17時15分

【問い合わせ先】 障がい者就労支援係 048（953）1521

1.3 東部障がい者就業・生活支援センター みらい

身体・知的・精神に障がいのある方、また難病や発達障がい等の医師の診断を受けた方で就職したい人、就職している人を応援します。埼玉県知事の指定により、労働局と埼玉県から事業を受託しています。

相談支援については登録制を採用しておりますので、まず電話で相談の予約を取ってください。

受付 月曜日～金曜日（祝・休日・年末年始を除く）

午前9時～午後4時（開所 午前8時30分～午後5時）

【問い合わせ先】 東部障がい者就業・生活支援センター みらい

草加市栄町 2-1-32

電話 048（935）6611

FAX 048（935）6621

1.4 発達障害者就労支援センター（ジョブセンター草加）

発達障がいのある人やそのご家族・関係者の方に対し、就労に関する相談・支援を行っています。予約による来所相談の他、電話・メールでの相談も行っています。

埼玉県内に在住及び在勤の方であれば、年齢や診断の有無を問わずどなたでも無料で相談できます。

相談日 月曜日～金曜日（祝・休日・年末年始を除く）10時～16時

【問い合わせ先】

発達障害者就労支援センター ジョブセンター草加（ウェルビー株式会社）

草加市氷川町 2101-1 シーバイオビル 3階 電話 048（929）7600

1.5 埼玉障害者職業センター（地域障害者職業センター）

埼玉障害者職業センターでは、障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターとの連携により、就職や職場復帰を目指す障がいのある人や障がい者雇用の検討もしくは既に雇用している事業主の他、障がいのある人の就労を支援する関係機関に対しても、支援・サービスを提供しています。

※障がいのある人には 就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助、職場復帰の支援等、個々の障がいの状況に応じた継続的な支援を行っています。

※事業主の人には 障がいのある人の雇入れや雇用継続、職場復帰等の支援や雇用管理に関する助言や情報提供、事業主向けの講習等を行っています。

※関係機関には 関係機関からの要請に応じてニーズ等を把握し、職業リハビリテーションに関する支援方法に係る助言・援助、関係機関の職員等向けの実務的研修等を行っています。

【問い合わせ先】 埼玉障害者職業センター さいたま市桜区下大久保136-1
電話 048(854)3222
FAX 048(854)3260

2 就労のための訓練等

2.1 就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、就労定着支援

就労移行支援	一般就労が可能と見込まれる人に対し、生産活動、職場体験等の他、就労に必要な知識、能力向上のための訓練及び就職・定着に必要な情報提供、相談支援を行います。
就労継続支援 A 型	一般就労が困難な人について、雇用契約に基づき、生産活動その他活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力向上のための訓練、その他必要な支援を行います。
就労継続支援 B 型	一般就労が困難な人について、生産活動その他活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力向上のための訓練、その他必要な支援を行います。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

2.2 更生訓練費の支給

自立訓練（機能）、就労移行支援、就労継続 A 型を利用している方に対して、その訓練に要した費用を支給します。

対象者	自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続 A 型を利用している方で、負担上限額が 0 円の方
内容	訓練のための経費と通所のための経費を支給します。 （就労継続 A 型は通所のための経費のみ） 施設の種類ごとに支給金額が変わります。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048（930）7778

2.3 障害者職業能力開発校

障がいのある人が就職・自立できるようその能力に適した職業訓練を行っています。

寄宿舎も設置しています。入所者の食事等は自己負担となります。

※詳しい内容については各施設にお問い合わせください。

2.3.1 国立職業リハビリテーションセンター

身体障がいのある人の職業能力の判定から、職業訓練、職業指導まで、総合的な職業リハビリテーションを実施しています。隣接する国立身体障害者リハビリテーションセンターと一体的な運営により、身体障がいのある人の医療から、職業までの総合的なリハビリテーションのサービスを提供しています。

【問い合わせ先】 国立職業リハビリテーションセンター 所沢市並木4-2
電話 04(2995)1711(代表)
FAX 04(2995)1052
E-Mail shokureha-ctr@jeed.go.jp

2.3.2 東京障害者能力開発校

障がいのある人が就職に必要な知識、技能・技術を習得して職業的に自立し、生活の安定と地位向上を図ることを目的としている施設です。

【問い合わせ先】 東京障害者職業能力開発校 東京都小平市小川西町2-34-1
電話 042(341)1411
FAX 042(341)1451

2.4 障害者委託職業訓練

障がいのある人の就労支援策の一つとして、県内の企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等に委託して様々な職業訓練を行っています。原則として1～3か月の短期の訓練となります。

【問い合わせ先】 埼玉県立職業能力開発センター
さいたま市北区榎引町二丁目499番地11
電話 048(651)3122
FAX 048(651)3114

子どもの療育・相談

1 相談療育機関等

1.1 子ども発達支援センター（子ども支援課）

発達の遅れや偏りなどの心配があるお子さんについて、相談や個別指導を行っています。相談や指導は予約制です。

【問い合わせ先】 子ども支援課 子ども発達支援センター

電話 048（930）7794

1.2 しいのみ学園

心身の発達や運動発達に遅れや障がいのある小学校入学前の児童に対して機能訓練・生活指導・母子指導を専門的に行い、児童の発達を促します。

【問い合わせ先】 子ども支援課 しいのみ学園

048（952）0066

1.3 社会福祉法人東埼玉 中川の郷療育センター

発達期より精神や身体の問題、社会的な問題、社会的な問題でお悩みの方々の診療・検査等を行うとともに、車いす・補装具に関する相談や作成及び理学療法、作業療法、言語聴覚療法等の訓練を行います。外来診察の他入所、短期入所、通園もあります。

【問い合わせ先】 中川の郷療育センター 北葛飾郡松伏町下赤岩222

電話048（992）2701 FAX048（992）2702

1.4 埼玉県立三郷特別支援学校

三郷市、吉川市、八潮市の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に通う幼児、児童、生徒に関わるセンター的機能として、先生方、保護者の方等から様々な相談を受けつけています。

【問い合わせ先】 埼玉県立三郷特別支援学校
担当 特別支援教育コーディネーター
電話 048(952)1205

1.5 埼玉県立小児医療センター

小児専門病院として新生児に対する高度医療をはじめ、一般医療機関では対応困難な小児の疾患の診療を行う3次医療を担っています。この役割を果たすため、地域の医療機関（医師）からの紹介を原則としています。

【問い合わせ先】 埼玉県立小児医療センター
埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2
電話 048-601-2200（代表）

1.6 埼玉県発達障害総合支援センター

1.6.1 発達障害のある18歳までの子どもとご家族の方からの電話相談

受付時間 毎週月曜日から金曜日（祝日、年末年始は除きます。）

午前9時～12時、午後1時～4時

電話 048-601-5551

1.6.2 発達が気になる子どもの子育ての仕方を学ぶ講座や発達障がいの子どもの育てた経験のある親による交流・相談会

開催情報はホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0614/index.html>

※小児医療センター南玄関を御利用ください。

※小児医療センター駐車場は利用できませんので公共交通機関を御利用ください。

※埼玉県発達障害総合支援センターは、発達障害のある18歳までの子どもとご家族、地域の支援機関の方々を対象に支援します。

※19歳以上の方の相談支援は、埼玉県発達障害者支援センターまほろばが行います。

まほろば 川越市平塚新田東河原 201-2 電話 049-239-3553

1.7 埼玉県医療的ケア児等支援センター

医療的ケア児等とご家族が心身の状況に応じた適切な支援受けられるための相談窓口です。保育所や学校など支援機関からの医療的ケア児等のために必要な配慮等のご相談もお受けします。

【問い合わせ先】地域センター ともに

春日部市谷原 3-12-6 メゾンローリエ 102

社会福祉法人ともに福祉会 障害児（者）生活支援ルームともに 内

電話 048-748-5059

施設

1 交流等の施設

1.1 三郷市障がい者交流ルーム

障がいのある人の地域での積極的な社会参加のために、日常的交流の場、活動の場として障がい者交流ルームがあります。

場所 瑞沼市民センター 1階

利用時間 午前9時～午後9時

休館日 年末年始

利用方法 市民センター事務室に「障がい者交流ルーム利用受付簿」がありますので記入の上、ご利用下さい。

予約や団体専用使用等はありませんので、当日来館された利用者がお互いに調整し合ってご利用ください。

交流ルーム内での飲食は可能ですが、持ち込まれたゴミ等は全てお持ち帰りください。

その他 瑞沼市民センター「利用者の遵守事項」に従いご利用ください。

【問い合わせ先】 障がい福祉係 048(930)7778

1.2 埼玉県障害者交流センター

障がいのある人の社会参加を促進する拠点施設として、各種相談や講習会、スポーツ・レクリエーション等に利用できます。又、各種教室や講座等を実施しています。

【問い合わせ先】 埼玉県障害者交流センター さいたま市浦和区大原 3-10-1

電話 048(834)2222

FAX 048(834)3333

1.3 伊豆潮風館

障がいのある人とその家族が気軽に宿泊・休養できる施設です。

埼玉県内居住で障がいのある人は利用日の6か月前の月初めから、その他の人は3か月前の月初めから電話又はFAX（電話連絡が困難な場合）でご予約できます。

※利用料金については施設に直接お問い合わせください。

※正月の予約方法については別になります。

【問い合わせ先】 伊豆潮風館 伊東市富戸 1317-89

電話 0557(51)1504

FAX 0557(51)3436

2 関連施設等

2.1 就労移行支援

就労移行支援事業所ラ・ポルタ・・・・・・・・・・048(950)7315

ラ・ポルタみさと中央・・・・・・・・・・048(960)0808

カルディアみさと・・・・・・・・・・048(949)6605

2.2 就労継続支援A型

ブルースカイ三郷・・・・・・・・・・048(934)5407

インスピリット・・・・・・・・・・048(959)9697

就労支援事業所 ころろ・・・・・・・・・・048(951)1090

2.3 就労継続支援B型

ワークセンターしいの木	048 (953)	4789
レモンカンパニー	048 (940)	1290
みどりの風	048 (959)	1615
コンパス	048 (958)	2555
そよかぜ	048 (954)	8463
ウーリー三郷	048 (916)	9954
パティオ	048 (950)	7311
ハピネス	048 (959)	9697

2.4 生活介護

さつき学園	048 (953)	3699
みどりの風	048 (959)	1615
障害者の生活・作業施設 ひまわりの家	048 (952)	7806
しづき	048 (956)	1777
おれんじ	048 (960)	0019
光座	048 (958)	7047
Lagom (ラゴム) みさと団地	048 (934)	9050

2.5 共同生活援助 (グループホーム)

ケアホーム第2ひまわり	048 (955)	2352
グループホームひだまり	048 (959)	6711

グループホームさくらホーム

グループホームすみれ

グループホームみらい

グループホームはまなす

ケイエスホーム・・・・・・・・・・・・・・048 (956) 1568

グループホーム あゆみ・・・・・・・・・・・・048 (953) 2188

グループホームサンハウス・・・・・・・・・・・・080 (4164) 4235

ケアホームたんぽぽ・・・・・・・・・・・・・・048 (954) 8736

ケアホームたんぽぽ、ひなぎく

グループホームしづき・・・・・・・・・・・・・・048 (915) 6988

ソーシャルインクルーホーム三郷東町・・048 (954) 7535

東町Ⅰ、東町Ⅱ

グループホーム三郷・・・・・・・・・・・・・・048 (954) 8779

グループホームちゃちゃ、グループホームこっこ

わおんにゃおんグループホーム三郷・・080 (4477) 9337

わおんにゃおんグループホーム三郷A棟

わおんにゃおんグループホーム三郷B棟

わおんにゃおんグループホーム鷹野A棟

わおんにゃおんグループホーム鷹野B棟

グッドライフ三郷・・・・・・・・・・・・・・048 (954) 9480

グッドライフ三郷、グッドライフ三郷たかの

アニメとゲーム大好きホーム・・・・・・・・080 (9536) 5220

アニメ館、ゲーム館

障がい者グループホーム サンライズ三郷	・ ・ ・	0 5 0	(6 8 6 0)	5 9 5 3
グループホームこかげ	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	(9 5 1)	1 8 6 1
ゆいの郷	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	(9 5 4)	9 0 8 3

2.6 短期入所（ショートステイ）

ケアホームたんぽぽ	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	(9 5 4)	8 7 3 6
ソーシャルインクルーホーム三郷東町	・ ・ ・ ・	0 4 8	(9 5 4)	7 5 3 5
ケアホームひまわり	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	(9 5 5)	2 3 5 2
サンライズ三郷	・ ・ ・ ・ ・	0 5 0	(6 8 6 0)	5 9 5 3
ゆいの郷	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	(9 5 4)	9 0 8 3

2.7 自立生活援助

ほっとピア	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	(9 5 9)	3 1 1 2
-------	-----------	-------	-----------	---------

2.8 同行援護

ケアサービス三郷	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	(9 5 9)	6 0 1 7
サポートセンターみどりの風	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	(9 5 9)	9 4 9 2
ケア21 三郷	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	(9 5 0)	5 6 2 1

2.9 行動援護

サポートセンターみどりの風	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	(9 5 9)	9 4 9 2
---------------	-----------	-------	-----------	---------

2.10 児童発達支援

三郷市児童発達支援センター（児童発達支援センター）

三郷市子ども発達支援センター	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	(9 3 0)	7 7 9 4
しいのみ学園	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	(9 5 2)	0 0 6 6

アルク純誠会みさと（医ケア児対応）	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 5 0 ）	2 7 7 2
アルクキッズ	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 4 9 ）	7 5 2 6
アルクケア（重症心身障がい児 医ケア児対応）		0 4 8	（ 9 5 1 ）	5 0 8 8
通所支援ベルテール 三郷戸ヶ崎園	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 5 6 ）	5 9 7 7
通所支援ベルテール 新三郷園	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 1 5 ）	1 9 0 0
縁むすび虹	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 5 1 ）	7 2 4 1
NPO法人ほっとT i m e	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 5 8 ）	5 3 6 8
からふるリーフみさと	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 5 1 ）	3 2 9 5
運動遊びと療育支援				
こどもプラス三郷中央教室	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 5 4 ）	6 0 2 6
こどもプラス三郷第2教室	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 4 8 ）	6 1 6 7
はるちゃんの家	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 6 9 ）	4 2 8 3
ぐっどはーと三郷	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 6 9 ）	4 9 7 2
コペルプラス 三郷中央教室	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 5 4 ）	5 4 8 2
コペルプラス 三郷ピアラシティ教室	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 5 4 ）	4 1 9 4
てらびあぽけっと 三郷駅前教室	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 4 8 ）	8 3 0 9
アクアキッズ みさと団地教室	・ ・ ・ ・ ・	0 5 0	（ 3 6 9 5 ）	5 7 1 8
るーと（重症心身障がい児 医ケア児対応）	・ ・	0 4 8	（ 9 6 9 ）	4 4 9 3
ブロッサムジュニア三郷教室	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 4 8 ）	8 3 2 6
なっちゃんの家	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 6 9 ）	4 2 8 3
スタートライン三郷	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 5 6 ）	0 5 9 0
重症心身障がい児デイサービス サザンカ	・ ・ ・	0 4 8	（ 9 4 8 ）	8 6 2 8
（重症心身障がい児 医ケア児対応）				
アイビー三郷	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 5 1 ）	3 1 5 2

2.11 放課後等デイサービス

さとっこ	048 (954)	8508
放課後等デイサービスふおーきっず	048 (934)	5952
レイア	048 (934)	5651
あさがお	048 (969)	4482
アルク純誠会みさと (医ケア児対応)	048 (950)	2772
アルクケア (重症心身障がい児 医ケア児対応)	048 (951)	5088
アルクキッズ	048 (949)	7526
パレット	048 (945)	0771
縁むすび	048 (950)	8633
縁むすび 空	048 (951)	0750
通所支援ベルテール 三郷戸ヶ崎園	048 (956)	5977
通所支援ベルテール 新三郷園	048 (915)	1900
通所支援ベルテール みさと団地園	048 (916)	3021
スマートキッズプラス三郷	048 (969)	4391
スマートキッズプラス三郷第二	048 (950)	8401
NPO法人ほっとTime	048 (958)	5368
からふるリーフみさと	048 (951)	3295
運動遊びと療育支援		
こどもプラス三郷中央教室	048 (954)	6026
こどもプラス三郷第2教室	048 (948)	6167
スマートキッズジュニア三郷	048 (950)	8791
はるちゃんの家	048 (969)	4283
るーと (重症心身障がい児 医ケア児対応)	048 (969)	4493
ばすてる	048 (969)	4482

ブロッサムジュニア三郷教室	048 (948) 8326
なっちゃんの家	048 (969) 4283
スタートライン三郷	048 (956) 0590
重症心身障がい児デイサービス サザンカ	048 (948) 8628
(重症心身障がい児 医ケア児対応)	
アイビー三郷	048 (951) 3152

2.12 保育所等訪問支援

通所支援ベルテール 三郷戸ヶ崎園	048 (956) 5977
三郷市子ども発達支援センター	048 (930) 7794
運動遊びと療育支援 こどもプラス三郷中央教室	048 (954) 6026

2.13 地域活動支援センター

2.13.1 II型

地域活動支援センター

地域で共に生きるナノ	048 (951) 1817
------------	----------------

2.13.2 III型

憩いの場オアシス	048 (958) 6674
----------	----------------

スペース遊	048 (945) 0222
-------	----------------

2.14 特別支援学校

県立三郷特別支援学校（知的障がい）	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 5 2 ）	1 2 0 5
県立越谷特別支援学校（肢体不自由）	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 7 5 ）	2 1 1 1
県立特別支援学校塙保己一学園（視覚障がい）	・ ・ ・ ・	0 4 9	（ 2 3 1 ）	2 1 2 1
県立特別支援学校大宮ろう学園（聴覚障がい）	・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 6 6 3 ）	7 5 2 5
県立特別支援学校坂戸ろう学園（聴覚障がい）	・ ・ ・ ・	0 4 9	（ 2 8 1 ）	0 1 7 4

3 その他

わらべ会	・ ・ ・ ・ ・			https://warabekai.jimdofree.com/
とがさき手をつなぐ親の会	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 5 2 ）	4 8 9 2
サポートネットほっとピア	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 5 9 ）	3 1 1 2
青いそら	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 5 7 ）	9 6 0 0
游（ゆう）	・ ・ ・ ・ ・	0 4 8	（ 9 4 5 ）	0 2 2 2
スモールステップ	・ ・ ・ ・ ・			http://3310smallstep.blog.fc2.com/
スマイルコレクション	・ ・ ・ ・ ・			https://www.facebook.com/smilecollection.misato/
三郷市聴覚障害者協会	・ ・ ・	F A X	0 4 8	（ 9 5 9 ） 3 0 8 4
三郷市手話サークル さくら草	・ ・ ・	0 9 0	（ 9 2 0 4 ）	8 9 9 8

令和5年11月改訂

編集/発行：三郷市福祉部障がい福祉課

〒341-8501

三郷市花和田648-1

電話 048(930)7778

FAX 048(953)7785

E-mail shougai@city.misato.lg.jp